

長野県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第1項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

左 欄	右 欄
感染症診査協議会	感染症指定医療機関の医師である委員又は感染症の患者の医療に関する学識経験者である委員2人以上及び医療に関する学識経験者以外の学識経験者である委員1人以上
長野県労働問題審議会	労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各2人以上

長野県総合評価技術委員会	委員 2人以上
長野県都市計画審議会	委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の半数以上
長野県開発審査会	会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数

4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

（部会）

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（専門委員）

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

（幹事）

第9条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（長野県水防協議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長野県水防協議会条例（昭和24年長野県条例第45号）
- (2) 長野県青少年問題協議会条例（昭和28年長野県条例第46号）
- (3) 長野県労働問題審議会条例（昭和31年長野県条例第64号）
- (4) 長野県中小企業振興審議会条例（昭和31年長野県条例第65号）
- (5) 長野県職業能力開発審議会条例（昭和34年長野県条例第3号）
- (6) 長野県観光振興審議会条例（昭和34年長野県条例第35号）
- (7) 長野県地方薬事審議会条例（昭和37年長野県条例第13号）
- (8) 長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）
- (9) 長野県固定資産評価審議会条例（昭和37年長野県条例第40号）
- (10) 長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）
- (11) 長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）
- (12) 長野県地方精神保健福祉審議会条例（昭和40年長野県条例第47号）
- (13) 長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）

- (14) 長野県都市計画審議会条例（昭和44年長野県条例第22号）
 - (15) 長野県住宅審議会条例（昭和44年長野県条例第23号）
 - (16) 長野県開発審査会条例（昭和45年長野県条例第18号）
 - (17) 長野県障がい者施策推進協議会条例（昭和46年長野県条例第29号）
 - (18) 長野県土地利用審査会条例（昭和49年長野県条例第28号）
 - (19) 長野県生涯学習審議会条例（平成3年長野県条例第7号）
 - (20) 感染症診査協議会条例（平成11年長野県条例第12号）
 - (21) 長野県生活衛生適正化審議会条例（平成11年長野県条例第50号）
 - (22) 長野県国民保護協議会条例（平成17年長野県条例第5号）
 - (23) 長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年長野県条例第10号）
 - (24) 長野県人権政策審議会条例（平成19年長野県条例第34号）
 - (25) 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例（平成21年長野県条例第17号）
 - (26) 長野県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年長野県条例第15号）
 - (27) 長野県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年長野県条例第46号）
 - (28) 公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（平成29年長野県条例第37号）
- （経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項に掲げる条例及び附則第6項の規定による改正前の長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の規定に基づき置かれている附属機関（次項において「従前の附属機関」という。）は、この条例の規定に基づき相当の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に任命されている従前の附属機関の委員その他の構成員は、この条例の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、その者の従前の附属機関の委員その他の構成員としての残任期間と同一の期間とする。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中	「 総合計画審議会の委員及び専門委員 防災会議の委員及び専門委員 国民保護協議会の委員 人権政策審議会の委員 」	を
「 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第〇号）の規定に基づく附属機関の委員及び専門委員その他の臨時の委員 防災会議の委員及び専門委員 」	に、	
「 行政機構審議会の委員及び専門委員 特別職報酬等審議会の委員 公務災害補償等認定委員会の委員 」	を	

「 公務災害補償等認定委員会の委員	」に、
「 行政不服審査会の委員及び専門委員 公立大学法人長野県立大学評価委員会の委員及び臨時委員	を 」
「 行政不服審査会の委員及び専門委員	」に、
「 本人確認情報保護審議会の委員 固定資産評価審議会の委員	を 」
「 本人確認情報保護審議会の委員	」に、
「 幼保連携型認定こども園審議会の委員及び専門委員 青少年問題協議会の委員 障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員 障害者介護給付費等不服審査会の委員 障害児通所給付費等不服審査会の委員 国民健康保険審査会の委員	を 」
「 国民健康保険審査会の委員	」に、
「 介護保険審査会の委員 労働問題審議会の委員及び専門委員 職業能力開発審議会の委員	を 」
「 介護保険審査会の委員	」に、
「 感染症診査協議会の委員 指定難病審査会の委員	を 」
「 指定難病審査会の委員	」に、
「 地方精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員 精神医療審査会の委員 生活衛生適正化審議会の委員	を 」
「 精神医療審査会の委員	」に、
「 地方薬事審議会の委員及び専門委員 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の委員及び臨時委員 環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員 中小企業振興審議会の委員及び専門委員 観光振興審議会の委員及び専門調査員	を 」
「 環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員	」に、
「 都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員 水防協議会の委員 治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員 建築審査会の委員及び専門調査員	を 」
「 治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員	」に、

「 開発審査会の委員 住宅審議会の委員及び専門委員 景観審議会の委員及び専門委員 土地利用審査会の委員	を
「 景観審議会の委員及び専門委員	」に、
「 社会教育委員 生涯学習審議会の委員及び専門委員	を
「 社会教育委員	」に、
「 スポーツ推進審議会の委員	」を
「 銃砲刀剣類登録審査委員	」に改める。

(長野県建築基準条例の一部改正)

6 長野県建築基準条例の一部を次のように改正する。

「第7章 建築審査会の組織等 (第43条—第47条)

目次中 第8章 補則 (第48条) を

第9章 罰則 (第49条・第50条) 」

「第7章 補則 (第43条) に改める。

第8章 罰則 (第44条・第45条)」

第1条中「、第83条」を削り、「、日影」を「並びに日影」に改め、「並びに建築審査会の組織、議事等」を削る。

第7章を削る。

第8章中第48条を第43条とし、同章を第7章とする。

第9章中第49条を第44条とし、第50条を第45条とし、同章を第8章とする。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の申述並びに国民の保護に関する計画の作成等に係る答申に関すること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項に掲げる者	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項第5号から第8号までに掲げる者をもって充てる委員の定数は40人以内とする。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第5項に規定する年数
長野県総合計画審議会	県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、	学識経験者	15人以内	2年

	国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。			
長野県土地利用審査会	国土利用計画法第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	国土利用計画法第39条第4項に規定する者	国土利用計画法第39条第3項に規定する数以上	2年
長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事がその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	地方税法第401条の2第4項に規定する者	12人以内	2年
長野県行政機構審議会	行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	1年
長野県特別職報酬等審議会	県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の審議に関すること。	学識経験者及び県民	10人以内	諮問に係る審議が終了するまでの期間
長野県人権政策審議会	人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正	学識経験者	15人以内	2年

	に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議、当該総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等に関すること。			
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する者	17人以内	3年
長野県幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。	学識経験者、子どもの保護者、子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者及び市町村の職員	9人以内	2年
公立大学法人長野県立大学評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による意見の申述、公立大学法人長野県立大学の業務の実績の評価その他の同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	学識経験者	5人以内	2年
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による意見の申述並びに地方独立行政法人長野県立病院機構の中期計画の認可及び業務の実績の評価に係る意見の申述その他知事が必要と認める事項の処理に関すること。	学識経験者	7人以内	2年
長野県地域医療対策協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する医師の確保及び	医療法第30条の23第1項に規定する者	21人以内	2年

	地域医療の充実に関する事項の調査審議に関すること。			
感染症診療協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条の規定による感染症患者の就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び医療費の負担に関する必要な事項の審議並びに知事の報告に関する意見の陳述に関すること。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第5項に規定する者	9人以内	2年
長野県地方精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	学識経験者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	15人以内	3年
長野県がん登録事業推進委員会	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づくがん登録に係る事業の推進及びがん登録情報の利用又は提供に関する事項の調査審議に関すること。	がんに関する学識経験者、個人情報保護に関する学識経験者、がんに係る医療を受ける立場にある者及び関係行政機関の職員	10人以内	2年
長野県障がい者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審	学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び	15人以内	2年

	議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	関係行政機関の職員		
長野県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する者	35人以内	2年
長野県生	生活衛生関係営業の運営	学識経験者、	12人以内。た	2年

活衛生適 正化審議 会	の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	生活衛生関係 営業者の意見 を代表する者 及び利用者又 は消費者の意 見を代表する 者	だし、生活衛 生関係営業 者の意見を代 表する委員及 び利用者又は 消費者の意見 を代表する委 員の数と同数 とする。	
長野県地 方薬事審 議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者、 薬事関係者及 び利用者又は 消費者	15人以内	2年
長野県中 小企業振 興審議会	中小企業の振興対策に関する事項その他の中小企業の振興に関する重要事項の調査審議に関すること。	商工業者、金 融機関の代表 者及び学識経 験者	15人以内	2年
長野県職 業能力開 発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関すること。	関係労働者を 代表する者、 関係事業主を 代表する者、 学識経験者及 び関係行政機 関の職員	15人以内。た だし、関係労 働者を代表す る委員及び関 係事業主を代 表する委員の 数は同数とす る。	2年
長野県労 働問題審 議会	労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項の調査審議に関すること。	労働者を代表 する者、使用 者を代表する 者及び学識経 験者	15人。ただ し、労働者を 代表する委員 、使用者を代 表する委員 及び学識経 験者である委 員 の数は各5人 とする。	2年
長野県観 光振興審 議会	観光の振興計画の策定及び実施に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年

長野県公共事業評価監視委員会	公共事業の評価に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県総合評価技術委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法により発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の落札者の決定に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	2年
長野県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	水防法第8条第4項に規定する者	—	関係行政機関の職員である委員はその職にある期間とし、その他の委員は2年とする。
長野県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項の調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	学識経験者、市町村の長を代表する者、県議会議員、市町村議会の議長を代表する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
長野県開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	都市計画法第78条第3項に規定する者	7人	2年
長野県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定による壁面線の指定等に対す	建築基準法第79条第2項に規定する者	7人	2年。ただし、その任期が満了し

	る同意、特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決、同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。			た場合においても、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
長野県住宅審議会	住宅に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県政府調達苦情検討委員会	政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約に対する苦情に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	3年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県指導力不足等教員判定委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育公務員特例法第25条第5項に規定する者	6人以内	2年
長野県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年

審議会等の設置及び運営に関する指針

平成 14 年 1 月 18 日制定
平成 19 年 7 月 24 日一部改正
平成 22 年 10 月 13 日一部改正
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 1 月 22 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 10 月 29 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正

第 1 目的

この指針は、審議会等の設置（「附属機関の設置」又は「懇談会等の開催」をいう。以下第 8、第 9 において同じ。）及び運営に関する基本方針を定めることにより、県民の県政への参画を促進するとともに、公正で透明な県政を推進することを目的とする。

第 2 審議会等の定義

この指針において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）
- (2) 有識者等からの意見を聴取し、又は有識者等との意見の交換を行い、専門的知識、意見を必要に応じて県政に反映させることを主な目的として、要綱等により開催する懇談会等（以下「懇談会等」という。）

第 3 審議会等の委員の選任

審議会等の委員（「附属機関の委員」又は「懇談会等の構成員」をいう。以下同じ。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ただし、法律等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から適切な人材を選任すること。
- (2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、審議会等の担当事務又は開催目的にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう十分配慮すること。
また、関係団体の推薦により委員を選任するにあたっては公平性、中立性に十分配慮すること。
- (3) 県職員は委員に選任しないこと。

- (4) NPO法人等の民間団体の活動が活発な分野について審議などを行う場合は、官民協働の観点からNPO法人等の関係者を委員に選任するよう努めること。
- (5) 審議会等の担当事務又は開催目的に応じ、原則として委員の一部を公募により選任することとし、委員数の概ね2割を公募により選任するよう努めること。なお、公募委員の比率が2割を下回る場合は、その理由を明らかにすること。
- この場合においては、審議会等ごとに公募要領を定めるとともに、県のホームページへの掲載及び各種広報媒体を通じて県民に周知すること。
- (6) 女性委員を幅広い分野から積極的に登用することとし、審議会等の委員に占める女性委員の比率が全体として4割以上、6割以下となるよう努めること。なお、女性委員の比率が4割未満もしくは6割を超過する場合は、その理由を明らかにすること。
- また、複数の委員を公募する場合は、公募委員に占める女性委員の比率が概ね5割となるよう努めること。
- (7) 委員を再任する場合は、その任期が2年の場合には4期まで、3年の場合には3期までとするよう努めること。また、2年若しくは3年以外の任期を定めている場合又は任期の設定がない場合には、引き続き10年を超えないよう努めること。
- また、過去の出席状況等に留意すること。
- (8) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合、重複就任数は3以内とするよう努めること。
- (9) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。なお、審議等の内容により、若者（概ね30歳代まで。）の登用に努めること。
- (10) 委員の数は、実効性のある審議又は意見聴取等及び円滑な会議の運営を図るため、15人以内とするよう努めること。
- (11) 県議会議員に就任依頼をする審議会等は、法令、条例に定めのあるもののほか、県行政の基本的方向性を審議する審議会等とすること（平成27年12月11日付け県議会議長通知）。

第4 審議会等の会議の運営

附属機関の運営にあたっては、法律若しくはこれに基づく命令で定めるものを除くほか、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「附属機関条例」という。）の定めるところによることを原則とするとともに、審議会等の会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、審議会等の所管課（室）は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の資料は簡素化に努め、あらかじめ時間的余裕をもって配布することにより、資料説明にいたずらに時間を費やさないこと。
- (2) 会議の開催回数は必要最小限とし、終了時刻を明示するなど、会議の効率化を図ること。
- (3) 審議又は意見聴取等の経過を明確にするため、議事録（議事要旨の記録を含む。）を作成すること。

- (4) 会議において活発な議論がなされるよう、日頃から委員への積極的な情報提供に努めること。
- (5) 審議会等は、県民等から意見を聴取することが適当と認められるときは、直接又は県のホームページ若しくは各種広聴媒体を通じて意見陳述等の機会を設けるなど、十分意見を聴くよう努めること。
- (6) 附属機関にあつては、必要に応じて部会、専門委員会等を設置し、会議の機動的な運営を図ること。
- (7) 附属機関にあつては、答申文をまとめるに際して、委員からなる起草委員会を設けるなど、単に事務局の原案を形式的に追認するだけの附属機関とならないよう配慮すること。

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、附属機関にあつては審議会等の長がその会議に諮って、懇談会等にあつては所管課において、それぞれ非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

- (7) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。

第6 附属機関の設置

附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調停、審査、諮問又は調査のために置く審査会、審議会、調査会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として法律又は条例に基づいて設置するものであること。
- (2) 附属機関を新設する場合は、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。
- (3) 条例に基づく附属機関については、施策、制度等を体系的に定めた条例において必要な附属機関の設置並びにその組織及び運営に関する事項を規定する場合を除き、原則、附属機関条例に規定して設置すること。
- (4) 附属機関の担任する事務に係る案件が恒常的に発生しない場合は、必要な都度委員を任命すること。
- (5) 附属機関の担任する事務が臨時的なものである場合は、その設置期間を明らかにすること。

第7 懇談会等の開催

懇談会等の開催に当たっては、附属機関と明確に区分するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 名称は「懇談会」、「懇話会」、「研究会」等とし、「審査会」、「審議会」「調査会」等の名称を用いないこと。
- (2) 要綱等の開催目的、活動内容中に「調停」、「審査」、「諮問」又は「調査」の表現を用いないこと。
- (3) 県から懇談会等に対して「諮問」を行わないこと。
- (4) 懇談会等の結論を統一させるための「合議」、「採決」等を行わないこと。また、要綱等に採決の方法及び定足数等の議事手続きを定めないこと。
- (5) 懇談会等としての意思を表明する「答申」、「承認」等を行わないこと。
- (6) 計画、指針等の策定について意見聴取等を行うための懇談会等において、計画等の策定、決定は県が主体的に行うものとし、懇談会等において策定、決定する形をとらないこと。
- (7) 特定の施策等について、特定の期間に意見聴取等を行うために開催するものとし、常設の会議体としないこと。また、原則として要綱等に開催期間を明記すること。
- (8) その審議内容等から、条例により附属機関として設置すべきものについて、急を要する等の理由で要綱等により開催しないこと。
- (9) 第6(2)は、懇談会等の開催について準用する。

第8 審議会等の設置等の場合の協議

審議会等の設置（懇談会等の該当の確認を含む）及び条例又は要綱等の改正を行う場合は、その内容が本指針に沿ったものであるか確認するため、あらかじめコンプライアンス・行政経営課

に協議すること。

第9 審議会等の設置の見直し

次のいずれかに該当する審議会等については、原則として廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの。
- (2) 社会経済情勢の変化等により、必要性が著しく低下してきたもの。
- (3) 会議の開催回数が少なく、形式的で、設置の効果が乏しいもの。
- (4) 関係者からの意見聴取等の方法により設置目的の達成が可能であり、必ずしも審議会等を置く必要がないもの。
- (5) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似しているなど、他の審議会等との統合が可能なもの。

長野県観光振興審議会組織運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県附属機関条例（令和2年3月19日条例第3号）（以下、「条例」という。）第2条により設置している長野県観光振興審議会（以下、「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(専門委員)

第2 条例第8条の規定により、専門の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者及び観光関連事業者等の中から知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第3 条例第7条の規定により、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 条例第5条第3項並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長等」とあるのは「部会長」と、「附属機関」とあるのは「部会」と、「委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

長野県観光の現状・課題

【資料編】



Go Nature. Go Nagano.

長野県観光部

【目次】

長野県への宿泊旅行者の状況	3
長野県における観光消費	8
長野県を訪れるインバウンドの状況	14
観光客の属性・トレンド	16
長野県への学習旅行の現状	19
長野県の観光コンテンツの特徴	22
山岳遭難・自然公園の状況	26
観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題	27
観光関連事業者（交通事業者）の現状・課題	34
観光関連事業者（索道事業者）の現状・課題	38

長野県への宿泊旅行者の状況①

◆延べ宿泊者数の推移（全国及びTOP10都道府県と長野県との比較）

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

単位	2018年延べ 宿泊者数		2019年延べ 宿泊者数 (A)		2020年延べ 宿泊者数 (B)		2019比 B/A %	2021年延べ 宿泊者数 (C)		2019比 C/A %	2022年延べ 宿泊者数 (D)		2019比 D/A %
	人泊	順位	人泊	順位	人泊	順位		人泊	順位		人泊	順位	
全国	538,001,500	-	595,921,480	-	331,654,060	-	55.7%	317,773,850	-	53.3%	450,458,460	-	75.6%
東京都	66,109,060	1	78,981,720	1	37,763,210	1	47.8%	38,239,310	1	48.4%	59,036,970	1	74.7%
大阪府	39,897,970	2	47,427,510	2	19,717,020	3	41.6%	17,858,740	3	37.7%	30,522,480	2	64.4%
北海道	35,308,590	3	36,983,420	3	21,443,200	2	58.0%	19,060,010	2	51.5%	29,169,350	3	78.9%
千葉県	25,586,050	5	29,229,120	6	14,131,320	6	48.3%	14,084,870	6	48.2%	22,800,170	4	78.0%
神奈川県	23,021,940	6	23,883,890	7	15,129,650	4	63.3%	14,813,410	4	62.0%	22,090,800	5	92.5%
京都府	20,450,740	8	30,749,560	5	13,898,320	7	45.2%	11,919,630	7	38.8%	21,110,420	6	68.7%
静岡県	21,861,980	7	23,429,440	8	14,369,130	5	61.3%	14,263,080	5	60.9%	18,307,600	7	78.1%
沖縄県	26,790,920	4	32,865,670	4	13,790,150	8	42.0%	11,472,510	8	34.9%	18,232,940	8	55.5%
愛知県	17,009,840	10	19,337,740	10	11,068,000	10	57.2%	11,342,480	9	58.7%	15,811,550	9	81.8%
長野県	18,324,790	9	18,052,570	11	11,242,390	9	62.3%	10,841,820	10	60.1%	14,172,210	10	78.5%

長野県への宿泊旅行者の状況②

◆外国人延べ宿泊者数の推移（全国及びTOP10都道府県と長野県との比較） ※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

単 位	2018年延べ 宿泊者数		2019年延べ 宿泊者数 (A)		2020年延べ 宿泊者数 (B)			2021年延べ 宿泊者数 (C)			2022年延べ 宿泊者数 (D)		
	人 泊	順位	人 泊	位	人 泊	位	2019比 B/A %	人 泊	位	2019比 C/A %	人 泊	位	2019比 D/A %
全国	94,275,240	-	115,656,350	-	20,345,180	-	17.6%	4,317,140	-	3.7%	16,502,920	-	14.3%
東京都	23,194,530	1	29,350,650	1	5,003,240	1	17.0%	1,536,490	1	5.2%	6,775,590	1	23.1%
大阪府	15,124,140	2	17,926,170	2	3,224,750	2	18.0%	319,380	3	1.8%	2,129,680	2	11.9%
京都府	6,267,750	4	12,025,050	3	1,708,410	4	14.2%	105,580	8	0.9%	1,413,310	3	11.8%
北海道	8,335,030	3	8,805,160	4	2,050,370	3	23.3%	66,130	11	0.8%	857,170	4	9.7%
千葉県	4,115,770	6	4,798,250	6	1,141,600	5	23.8%	597,650	2	12.5%	851,640	5	17.7%
福岡県	3,366,510	7	4,261,960	7	623,350	8	14.6%	104,290	9	2.4%	606,420	6	14.2%
沖縄県	6,201,270	5	7,750,760	5	1,065,410	6	13.7%	237,420	5	3.1%	582,900	7	7.5%
神奈川県	2,753,800	9	3,248,700	9	594,600	9	18.3%	244,400	4	7.5%	509,100	8	15.7%
愛知県	2,850,230	8	3,633,500	8	660,140	7	18.2%	108,370	7	3.0%	342,470	9	9.4%
長野県	1,527,160	12	1,577,570	13	526,750	10	33.4%	62,830	12	4.0%	179,910	10	11.4%

長野県への宿泊旅行者の状況③

◆県内市町村別延べ宿泊者数の状況（2019年）

※出典：RESASによる推計（2019年時点）



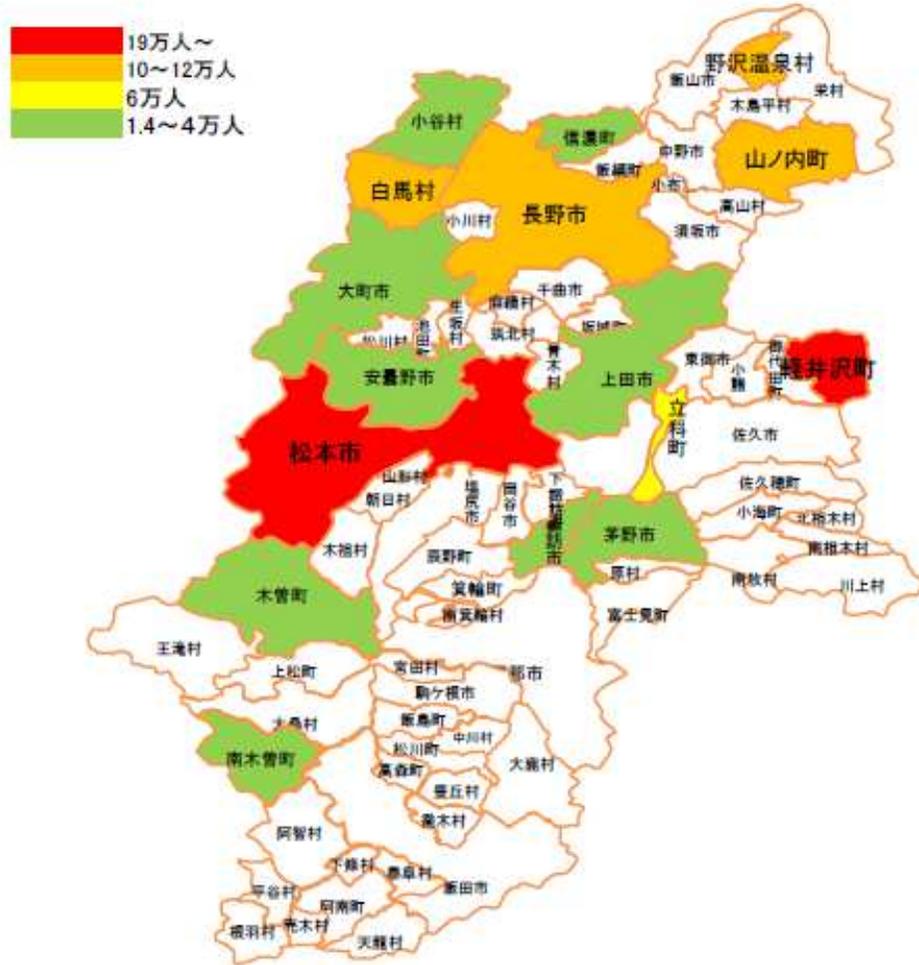
<延べ宿泊者数TOP10 >

順位	市町村名	收容人数
1	松本市	3,152,265 泊
2	軽井沢町	2,645,984 泊
3	山ノ内町	1,535,622 泊
4	長野市	1,332,338 泊
5	茅野市	1,200,697 泊
6	阿智村	1,126,915 泊
7	諏訪市	1,073,453 泊
8	上田市	933,548 泊
9	白馬村	646,721 泊
10	大町市	631,557 泊

長野県への宿泊旅行者の状況④

◆県内市町村外国人別延べ宿泊者数の状況（2019年）

※出典：長野県「外国人延べ宿泊者数調査」



<外国人延べ宿泊者数TOP10>

順位	市町村名	延べ宿泊者数
1	軽井沢町	198,413 人泊
2	松本市	187,851 人泊
3	野沢温泉村	120,820 人泊
4	長野市	117,334 人泊
5	白馬村	105,490 人泊
6	山ノ内町	102,678 人泊
7	立科町	58,189 人泊
8	小谷村	44,394 人泊
9	大田市	38,668 人泊
10	安曇野市	30,515 人泊

長野県への宿泊旅行者の状況⑤

◆延べ宿泊者数（施設形態別・全国比較）

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

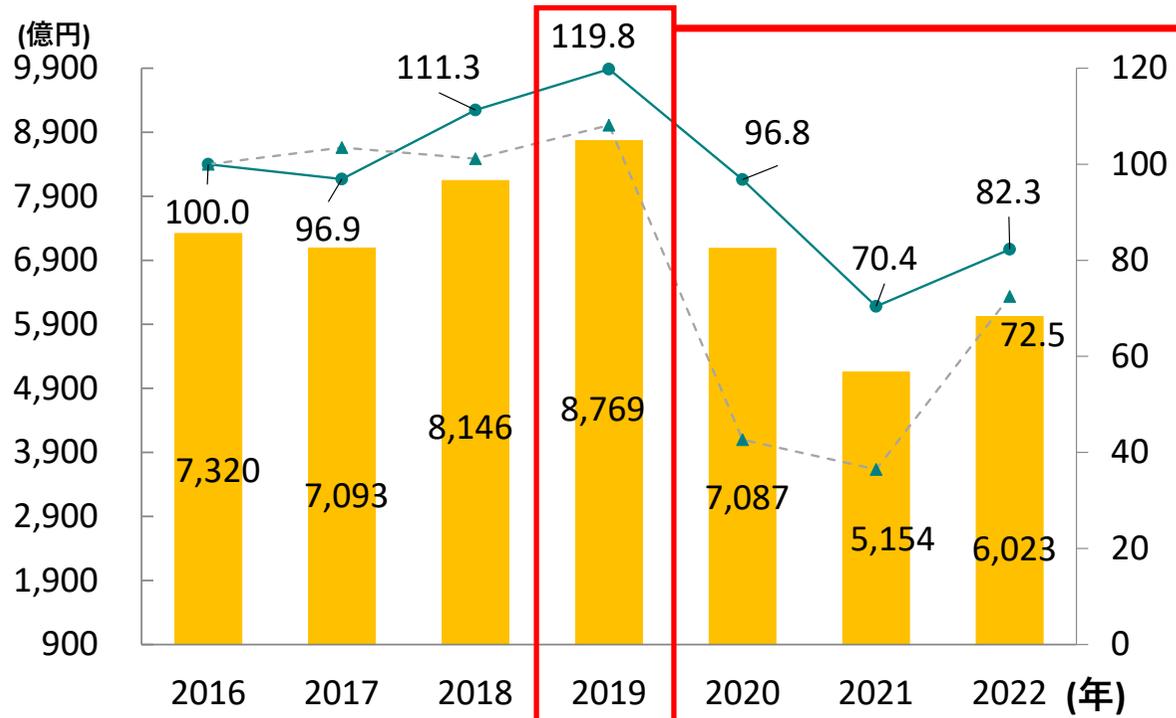
	項目 (単位)	延べ 宿泊者数	宿泊施設タイプ(6区分)					
			旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
H30全国	数(人泊)	538,001,500	99,554,600	77,929,260	232,088,170	84,495,240	35,765,300	8,150,450
	割合(%)	100.0%	18.5%	14.5%	43.1%	15.7%	6.6%	1.5%
H30長野県	数(人泊)	18,324,790	6,293,810	4,442,030	4,130,410	719,520	2,153,050	585,860
	割合(%)	100.0%	34.3%	24.2%	22.5%	3.9%	11.7%	3.2%
R1全国	数(人泊)	595,921,480	95,132,470	83,057,860	272,563,010	94,103,260	42,804,940	8,008,910
	割合(%)	100.0%	16.0%	13.9%	45.7%	15.8%	7.2%	1.3%
R1長野県	数(人泊)	18,052,570	5,740,700	4,720,660	4,459,550	732,600	1,645,590	737,620
	割合(%)	100.0%	31.8%	26.1%	24.7%	4.1%	9.1%	4.1%
R2全国	数(人泊)	331,654,060	55,683,670	44,195,920	166,560,860	40,797,810	20,323,390	4,092,130
	割合(%)	100.0%	16.8%	13.3%	50.2%	12.3%	6.1%	1.2%
R2長野県	数(人泊)	11,242,390	3,604,030	2,555,750	3,373,370	471,930	997,130	240,180
	割合(%)	100.0%	32.1%	22.7%	30.0%	4.2%	8.9%	2.1%
R3全国	数(人泊)	317,773,850	47,551,120	40,331,610	165,487,660	41,082,730	20,449,980	2,714,170
	割合(%)	100.0%	15.0%	12.7%	52.1%	12.9%	6.4%	0.9%
R3長野県	数(人泊)	10,841,820	2,948,930	2,521,560	3,616,160	442,480	1,105,750	203,630
	割合(%)	100.0%	27.2%	23.3%	33.4%	4.1%	10.2%	1.9%
R4全国	数(人泊)	450,458,460	66,247,860	64,731,130	218,968,980	66,911,980	27,907,720	3,962,470
	割合(%)	100.0%	14.7%	14.4%	48.6%	14.9%	6.2%	0.9%
R4長野県	数(人泊)	14,172,210	3,964,480	3,354,350	4,501,150	555,210	1,368,400	352,180
	割合(%)	100.0%	28.0%	23.7%	31.8%	3.9%	9.7%	2.5%

長野県における観光消費①

※出典：長野県観光入込客統計
観光庁「旅行・観光消費動向調査」

◆長野県における観光消費額の推移

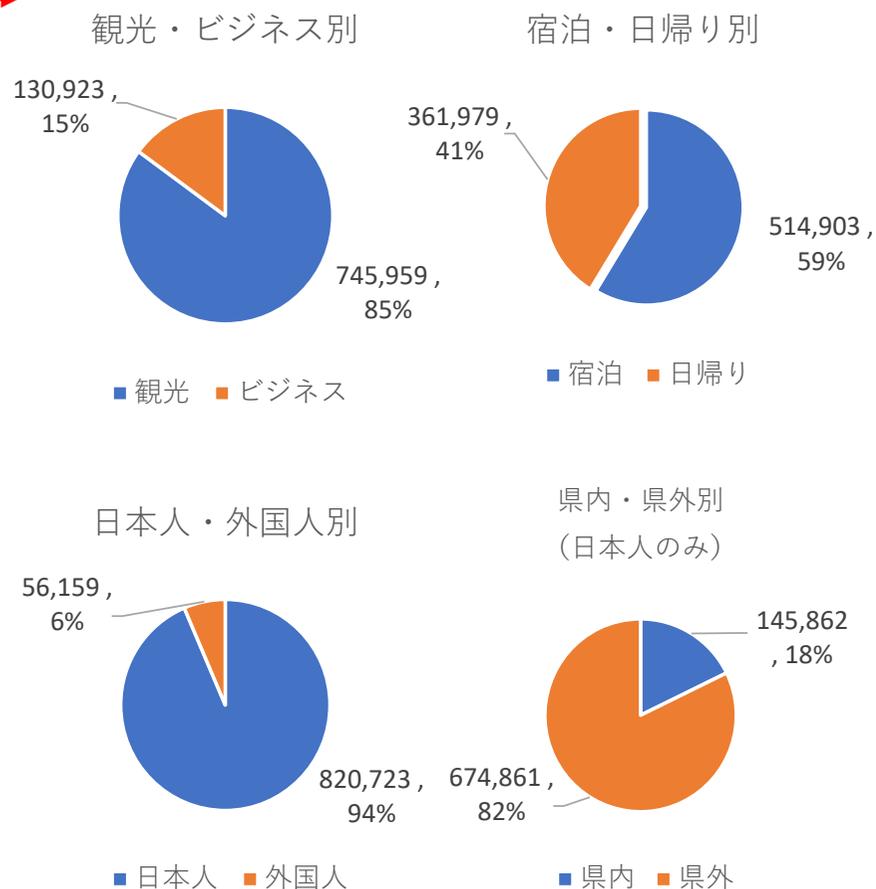
※折れ線グラフは2016年を100とした際の割合
(実線：長野県 点線：国全体)



(単位：億円)

観光消費額	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
全国	258,000	267,000	261,000	279,000	110,000	94,000	187,000
長野県	7,320	7,093	8,146	8,769	7,087	5,154	6,023

(単位：百万円)

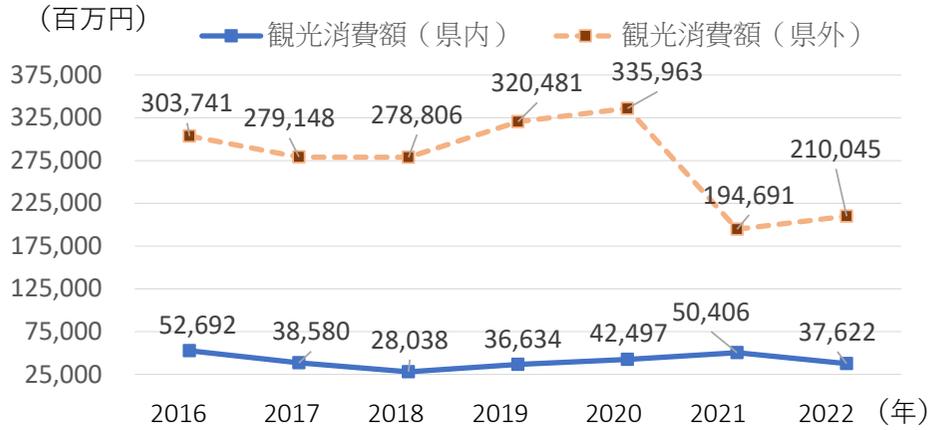


長野県における観光消費②

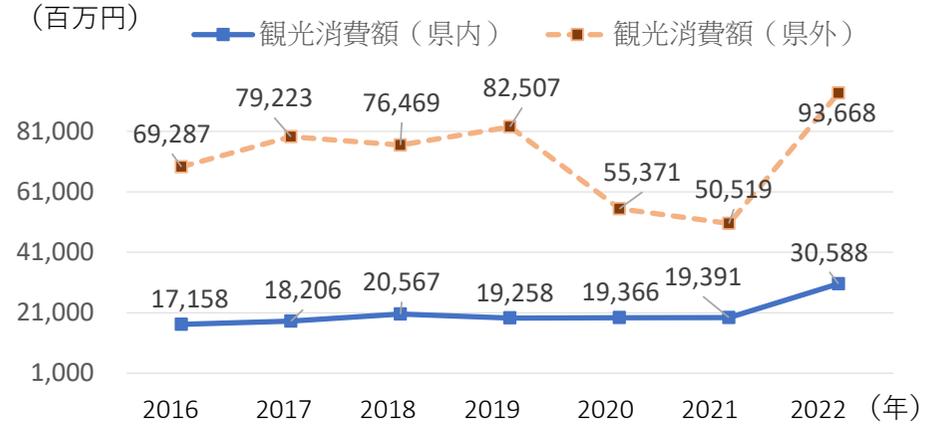
◆属性別推移（観光消費額・日本人）

※出典：長野県観光入込客統計

【日本人・宿泊・観光】



【日本人・宿泊・ビジネス】



【日本人・日帰り・観光】



【日本人・日帰り・ビジネス】

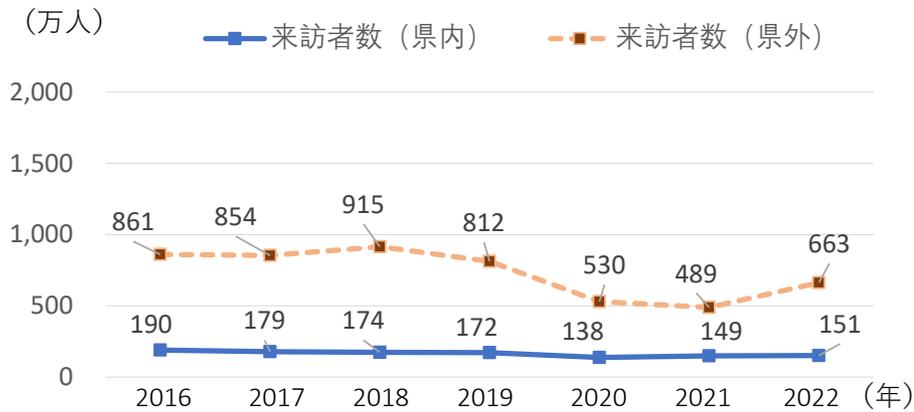


長野県における観光消費③

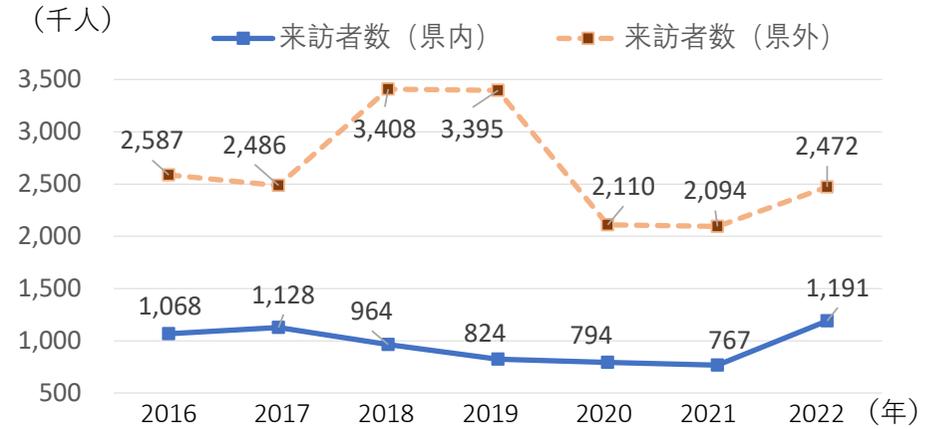
◆属性別推移（観光入込客数・日本人）

※出典：長野県観光入込客統計

【日本人・宿泊・観光】



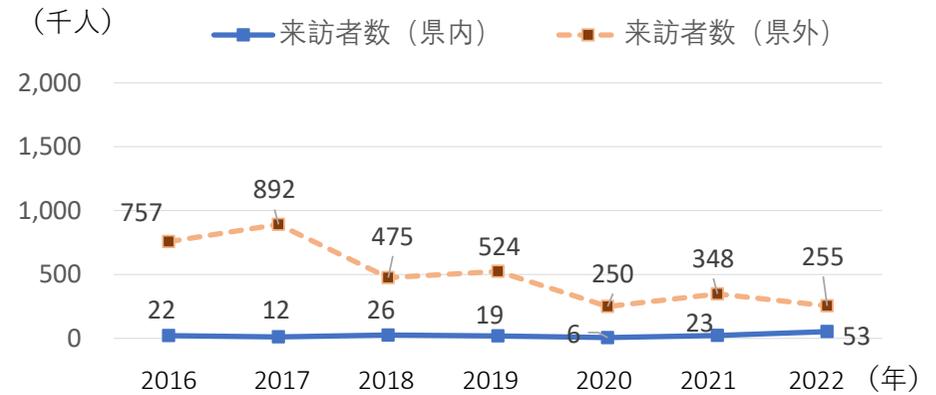
【日本人・宿泊・ビジネス】



【日本人・日帰り・観光】



【日本人・日帰り・ビジネス】

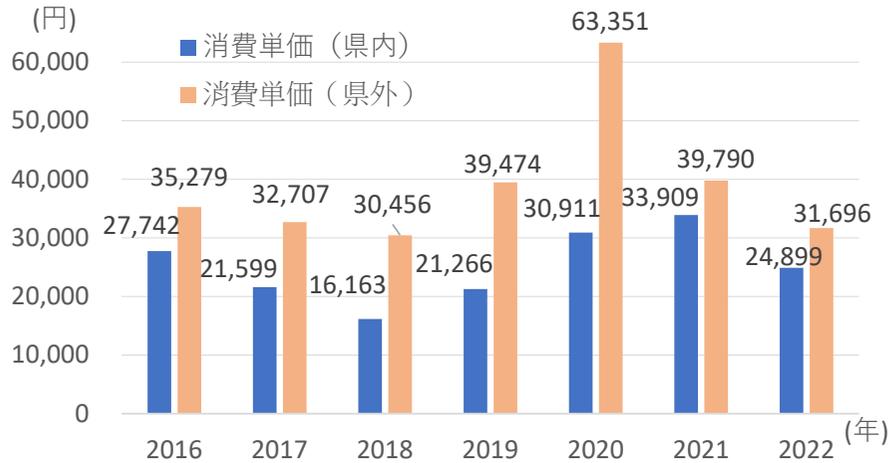


長野県における観光消費④

◆属性別推移（消費単価・日本人）

※出典：長野県観光入込客統計

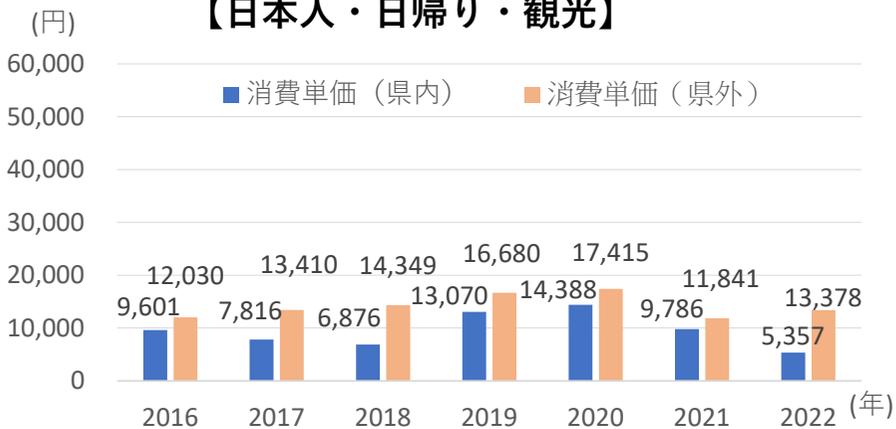
【日本人・宿泊・観光】



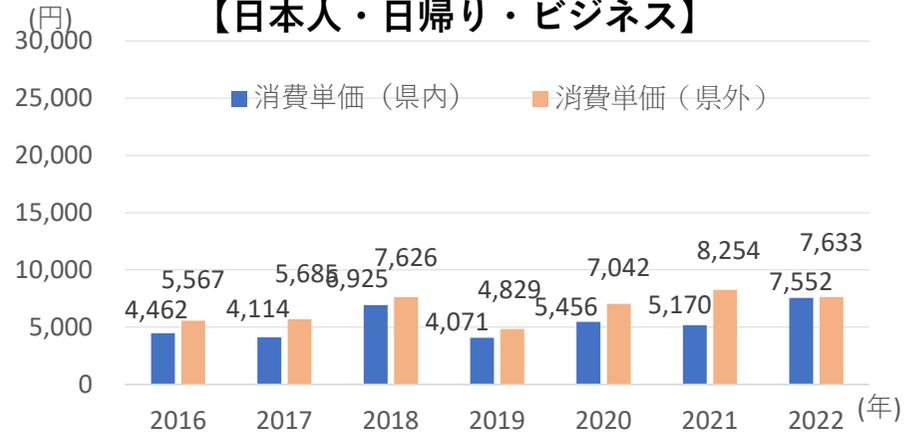
【日本人・宿泊・ビジネス】



【日本人・日帰り・観光】



【日本人・日帰り・ビジネス】



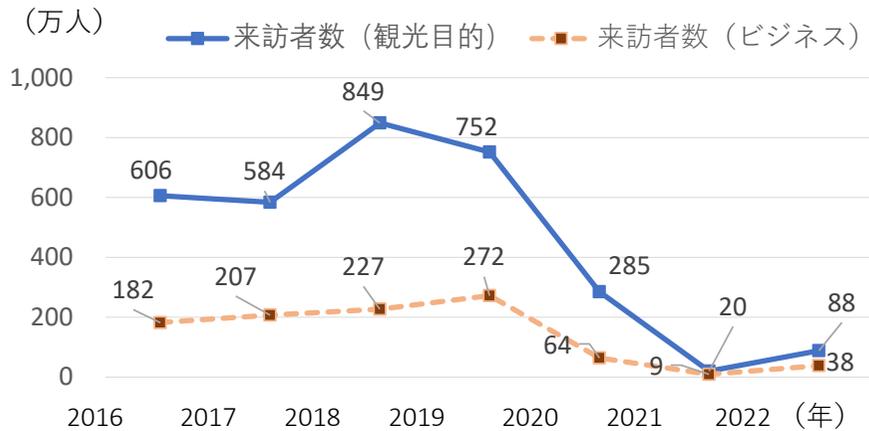
長野県における観光消費⑤

※出典：長野県観光入込客統計

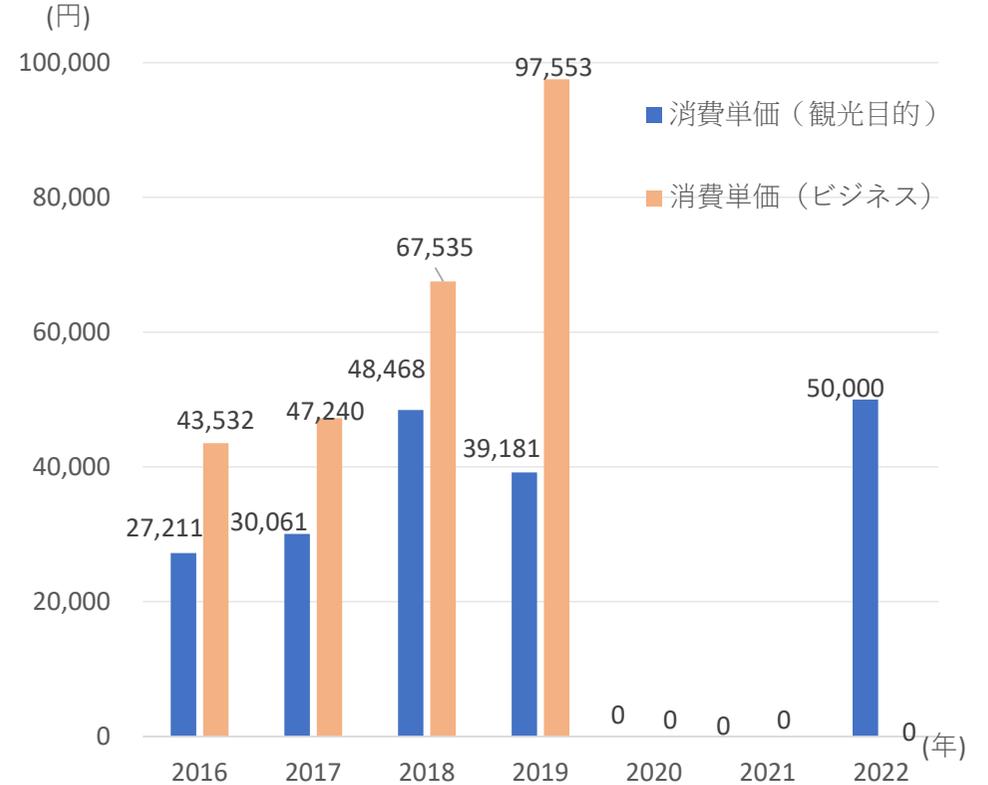
◆属性別推移（観光消費額・外国人・宿泊）



◆属性別推移（観光入込客数・外国人・宿泊）



◆属性別推移（観光消費単価・外国人・宿泊）



長野県における観光消費⑥

◆令和4年度観光消費額から算出する県内の経済波及効果

(単位：億円、人)

	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	合計(総合効果)
生産誘発額	3,936	1,437	693	<u>6,066</u>
粗付加価値誘発額	1,859	790	451	<u>3,101</u>
雇用者所得誘発額	1,029	387	165	<u>1,581</u>
就業者誘発数	47,932	12,537	5,175	<u>65,644</u>
雇用者誘発数	39,267	9,978	4,340	<u>53,586</u>

※令和4年度の観光消費額（6,023億円）をベースに「長野県観光入込客統計」を基に、県の「経済波及効果分析ツール」を活用して試算

長野県を訪れるインバウンドの状況①

◆国籍別外国人延べ宿泊者数の推移（全国比較）

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

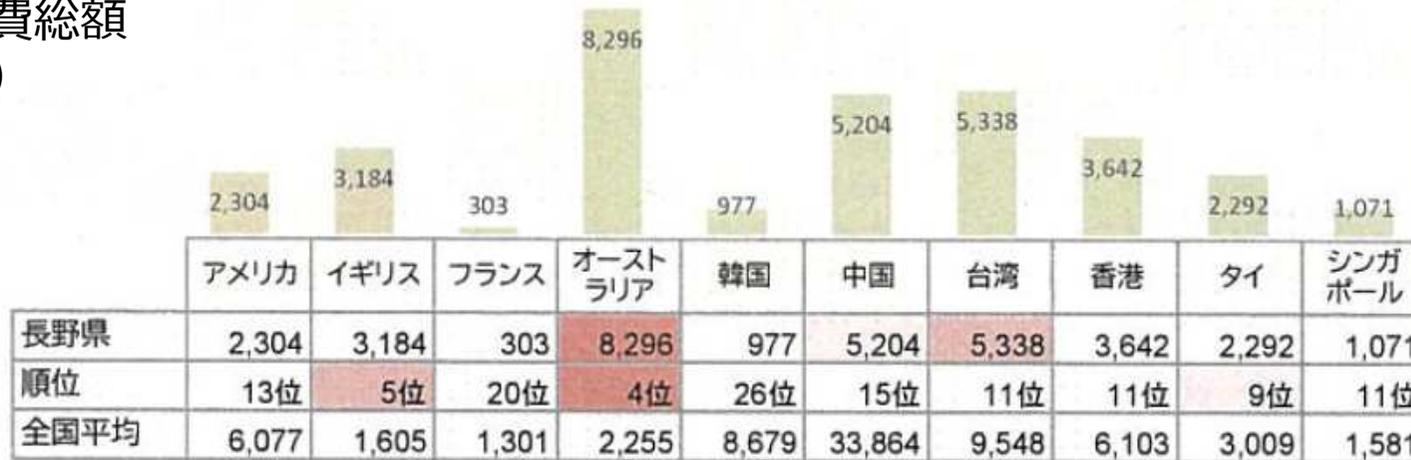
	総数	国籍(出身地)									
		韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	シンガポール	タイ	オーストラリア	インドネシア	ベトナム
H30全国	83,566,460 (順位)	11,954,700 3	22,165,820 1	6,214,020 4	12,103,830 2	5,576,400 5	1,960,690 8	2,968,780 6	2,130,100 7	1,183,700 10	564,520 18
H30長野県	1,184,530 (順位)	54,070 6	153,750 2	98,900 3	379,360 1	40,210 7	36,550 8	55,870 5	93,870 4	32,300 9	4,180 18
R1全国	101,306,450 (順位)	9,715,410 3	29,848,200 1	6,982,380 5	13,470,920 2	7,278,440 4	2,454,590 8	3,603,770 6	3,065,990 7	1,371,280 11	769,290 18
R1長野県	1,244,740 (順位)	33,570 8	216,650 2	115,150 3	338,740 1	37,960 7	41,060 6	79,450 5	106,850 4	27,450 9	3,920 18
R2全国	15,892,610 (順位)	872,060 5	4,165,490 1	1,189,260 4	2,190,920 2	1,321,840 3	342,350 8	725,760 7	741,580 6	318,830 10	258,230 11
R2長野県	323,580 (順位)	3,720 11	50,310 3	36,110 4	74,740 1	12,750 6	8,630 7	13,380 5	70,640 2	4,070 9	3,680 12
R3全国	3,438,420 (順位)	86,080 7	327,660 2	22,910 19	32,320 16	706,000 1	25,640 17	45,950 14	60,590 10	94,160 6	219,780 3
R3長野県	19,640 (順位)	720 5	2,900 2	180 12	370 8	1,560 3	140 15	1,220 4	350 9	280 11	4,050 1
R4全国	13,607,790 (順位)	1,966,210 2	991,720 3	879,500 5	904,700 4	1,993,950 1	753,570 6	627,610 7	377,500 8	284,290 11	285,660 10
R4長野県	125,960 (順位)	4,720 8	7,480 5	19,550 1	10,180 4	7,350 6	14,160 2	13,430 3	5,600 7	4,500 9	3,460 10

長野県を訪れるインバウンドの状況②

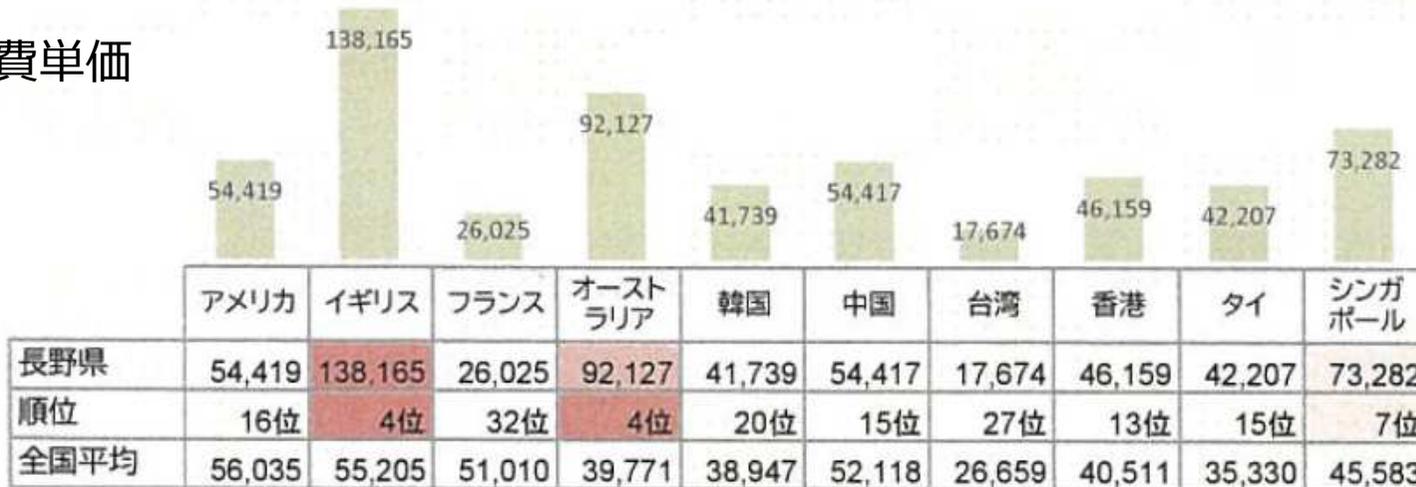
◆インバウンドの消費動向

※出典：「じゃらん宿泊旅行調査2023」（長野県インバウンドカルテ）

■国籍別消費総額 (百万円)



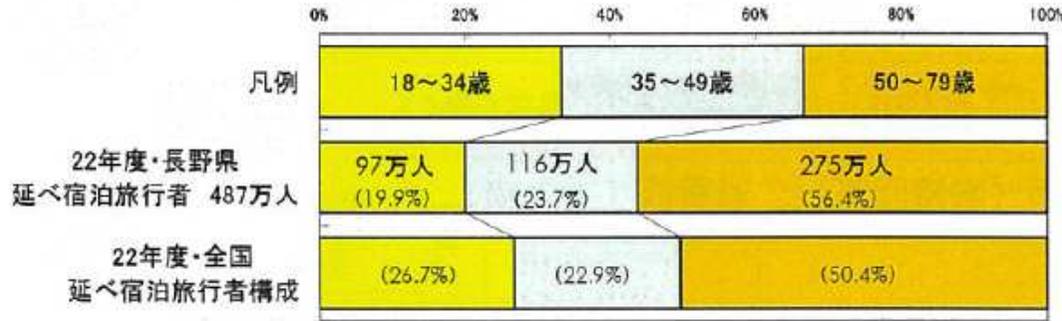
■国籍別消費単価 (円)



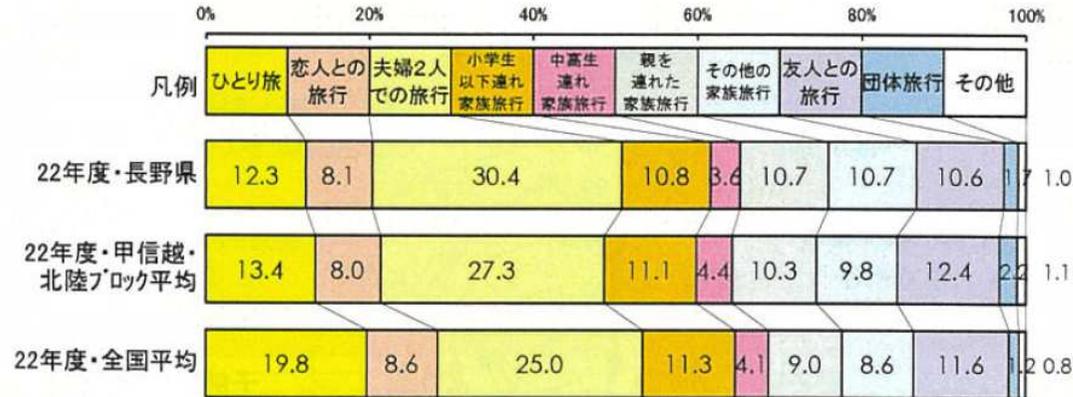
観光客の属性・トレンド①

※出典：「じゃらん宿泊旅行調査2023」

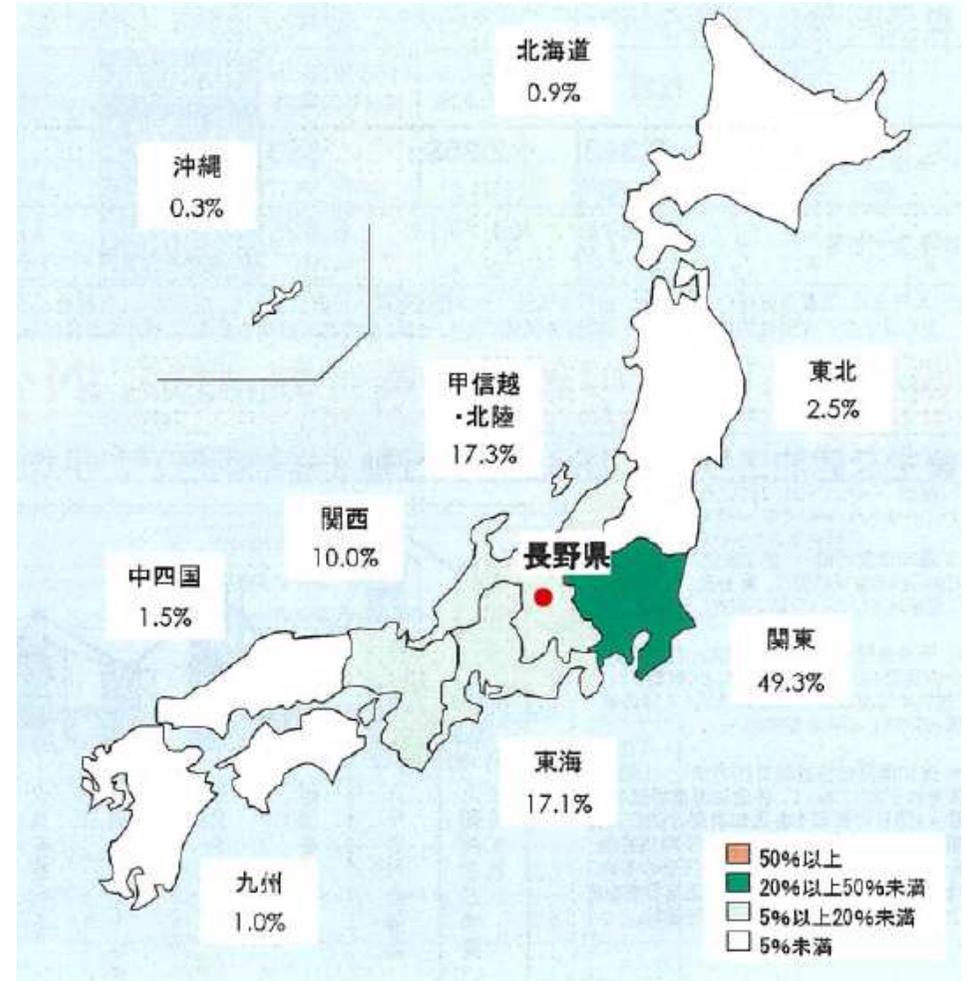
◆長野県への宿泊旅行者の年代



◆長野県への宿泊旅行の同行者



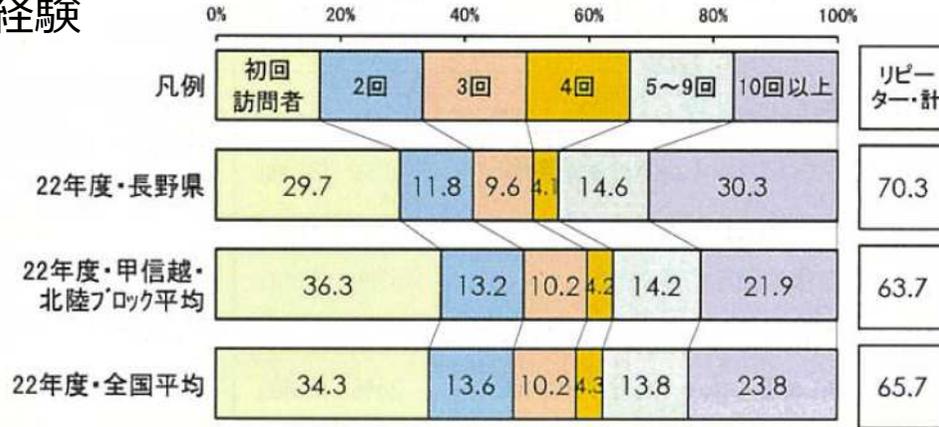
◆長野県への宿泊旅行者の居住地（ブロック別）



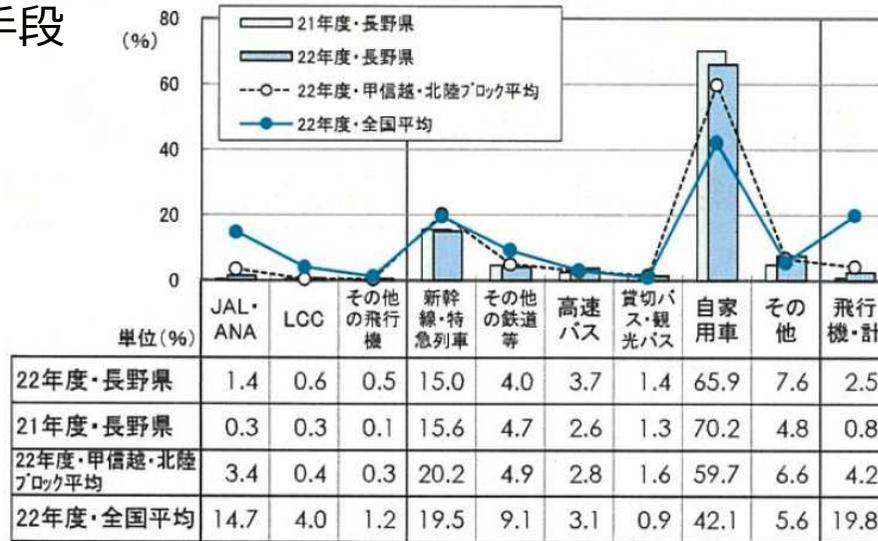
観光客の属性・トレンド②

※出典：「じゃらん宿泊旅行調査2023」

◆長野県への来訪経験



◆目的地まで利用した主な交通手段



観光客の属性・トレンド③

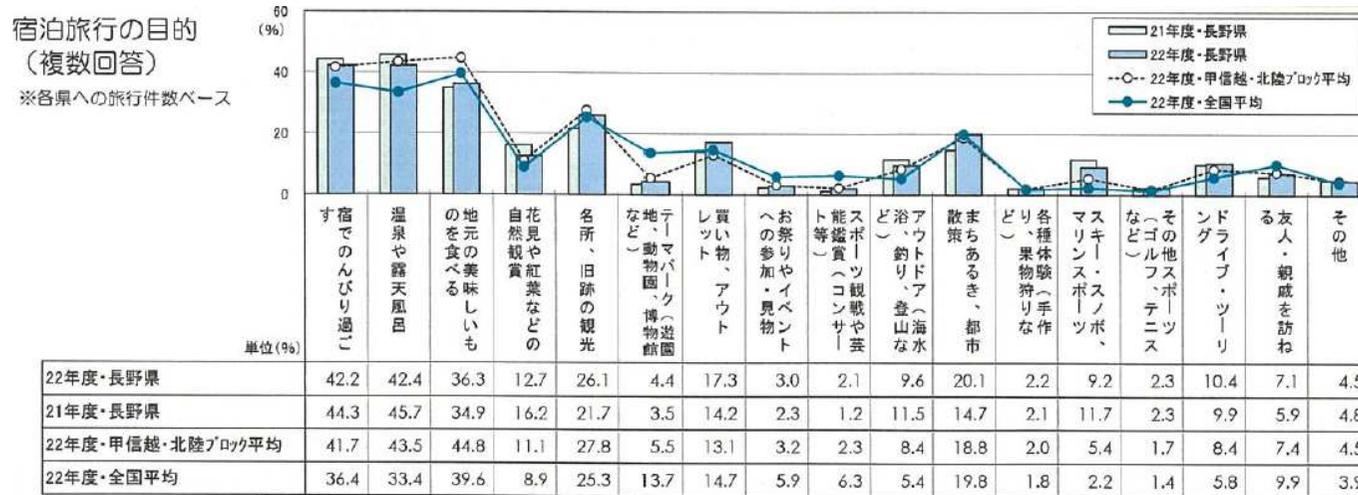
◆旅行先を選んだ理由



※出典：「じゃらん宿泊旅行調査2023」

※初回訪問者・リピーターそれぞれ、全国平均よりポイント以上高い項目に網がけ

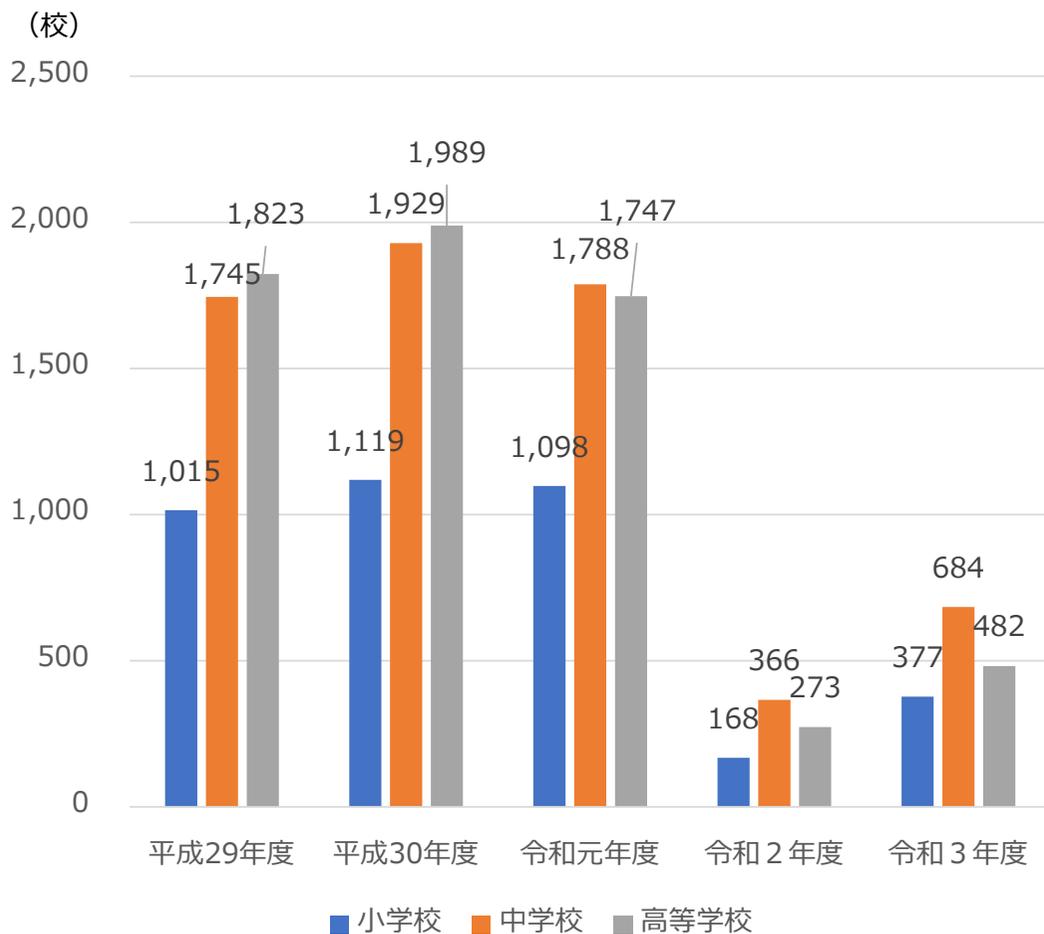
◆長野県への宿泊旅行の目的



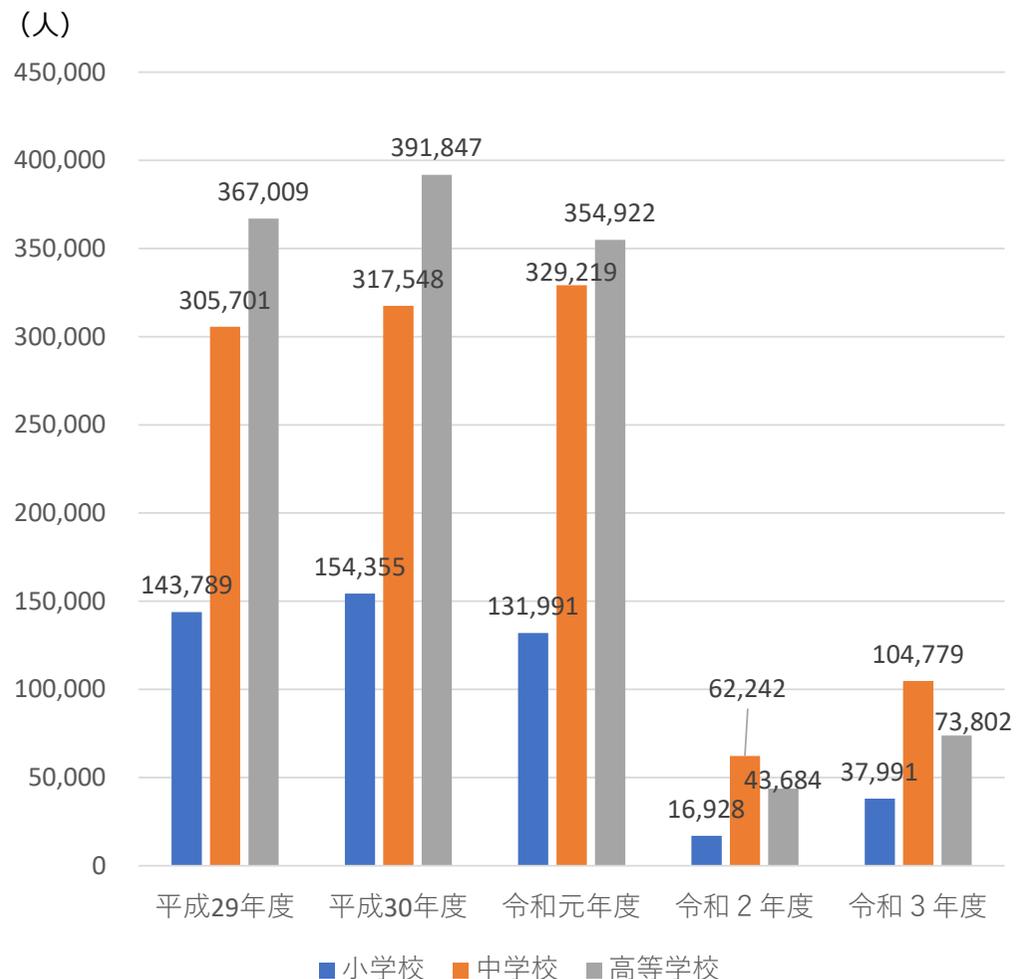
長野県への学習旅行の現状①

※出典：長野県「学習旅行実態調査」

◆ 来訪学校数（直近5年間推移）



◆ 来訪生徒数（直近5年間推移）

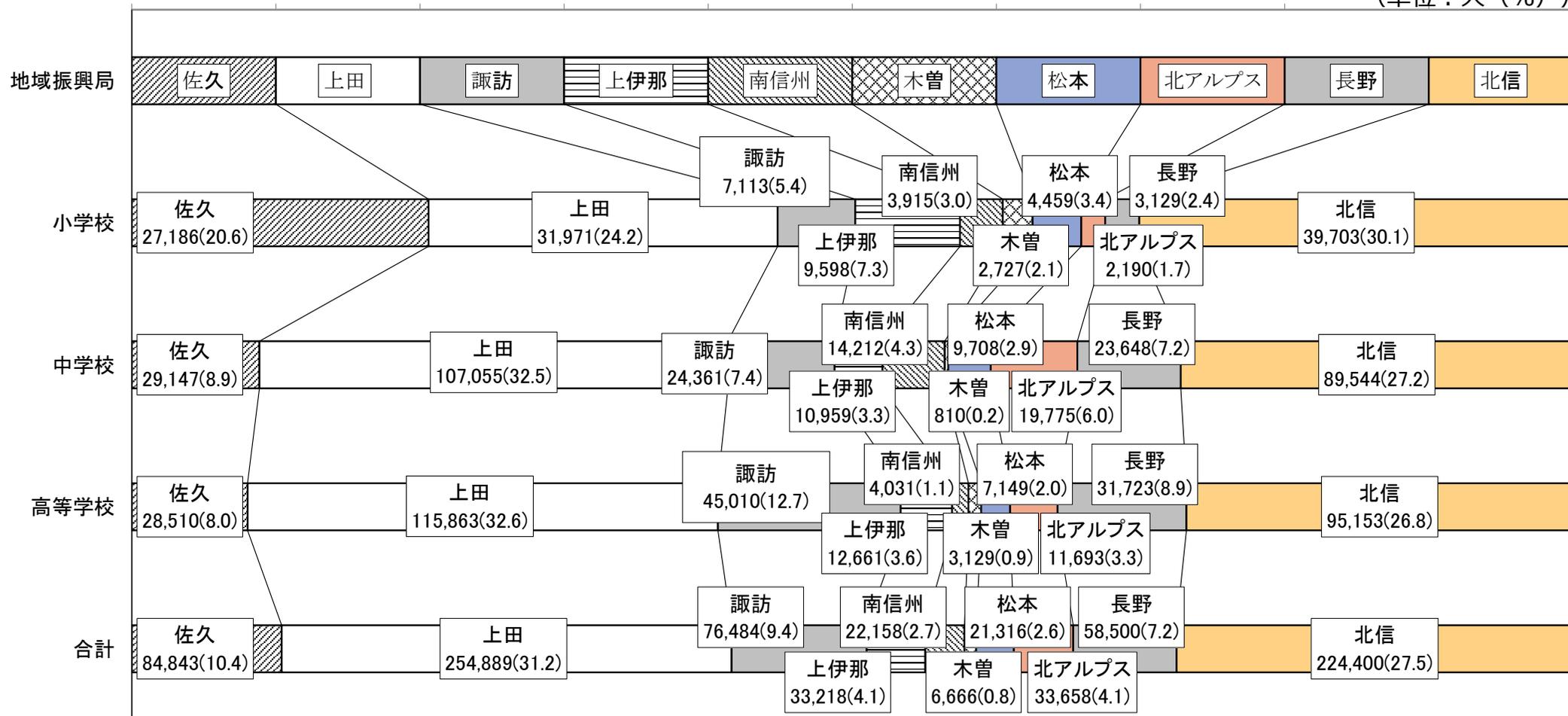


長野県への学習旅行の現状②

※出典：長野県「学習旅行実態調査」

◆学習旅行の県内宿泊地域別（コロナ禍前2019年）

(単位：人(%))

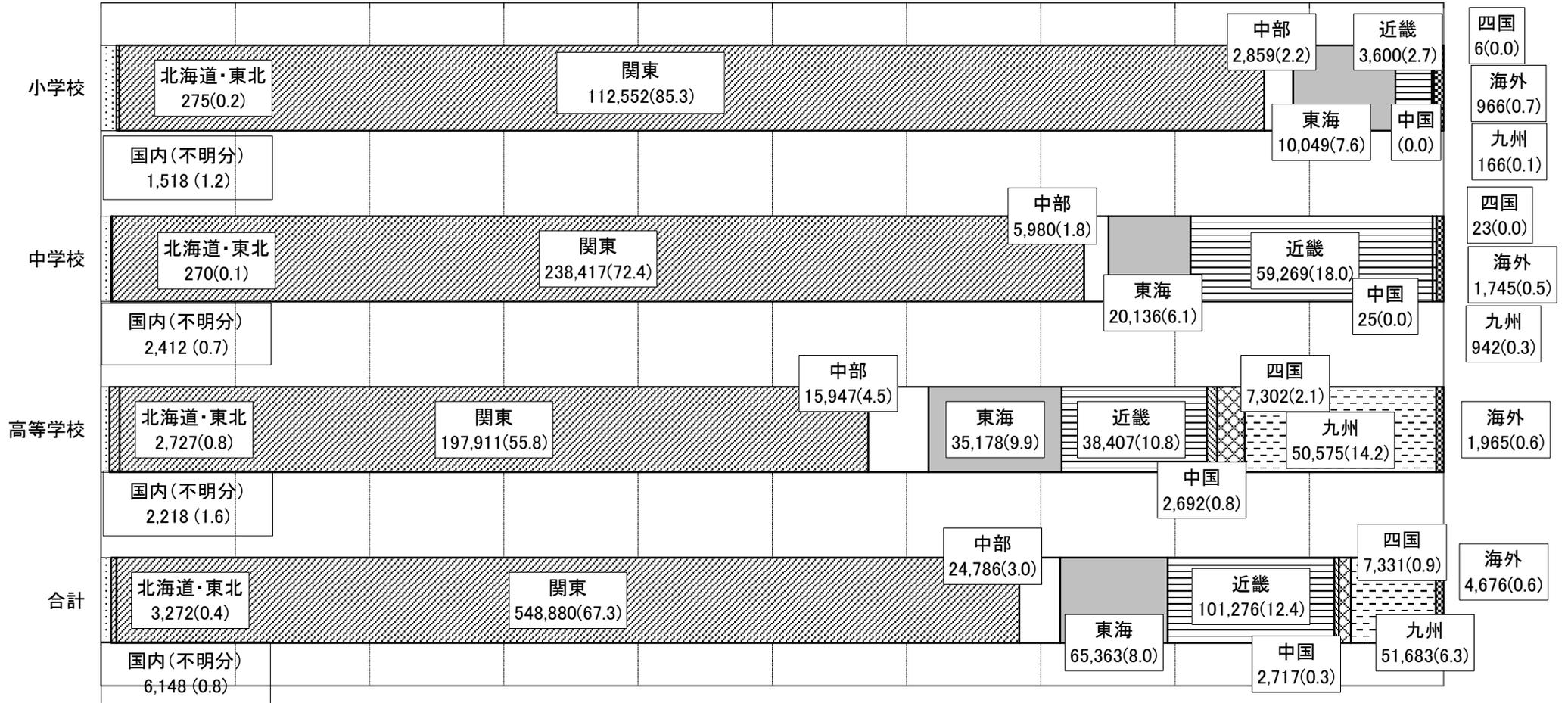


長野県への学習旅行の現状③

※出典：長野県「学習旅行実態調査」

◆学校所在地別（コロナ禍前2019年）

(単位：人(%))



長野県の観光コンテンツの特徴①

◆お酒

※出典：長野県「R4意外と頑張ってます長野県」

信州ワインバレーから世界へ、NAGANO WINE
日本ワインコンクール2022
金賞・最高賞受賞数 日本一

(日本酒・ワイン振興室調べ(令和4年10月))

きれいな水とおいしいお米がつくる、信州日本酒
全国新酒鑑評会 金賞受賞数、
日本酒酒蔵の数 全国トップクラス

(日本酒・ワイン振興室調べ)

(令和4年5月)

ワイナリー数
71か所
全国第2位



日本ワイン
コンクール2022
金賞 12点
全国第1位
部門最高賞 5点
全国第1位



NAGANO WINE公式サイトはこちら↓
<https://www.nagano-wine.jp/>



信州全体でNAGANO WINEを応援していく
意味を含めたロゴを作成し県内産ワインの
魅力を国内外に広く発信しています。

意外と頑張ってます長野県



金賞 12銘柄
全国第4位
酒蔵数 78か所
全国第2位



信州日本酒の品質と知名度の向上を図るため、
醸造技術の向上に取り組んでいます。

意外と頑張ってます長野県

毎月8日は「信州地酒で乾杯の日」です！詳細はこちら↓
<https://www.pref.nagano.lg.jp/jizake/kanpai>

長野県の観光コンテンツの特徴②

◆山岳登山

※出典：長野県「R4意外と頑張ってます長野県」

山容よし。展望よし。
日本百名山の数 日本一

(山岳高原観光課調べ)



登山家、文筆家の深田久弥氏の著書「日本百名山」(昭和39年刊行)を参考としています。

意外と頑張ってます長野県

天空の散歩を楽しもう
標高3,000m級の山の数 日本一

(山岳高原観光課調べ)



国土地理院によると、日本にある標高3,000m級の山は23座とされています。

意外と頑張ってます長野県

15座

長野県の観光コンテンツの特徴③

◆その他コンテンツ①

※出典：長野県「R4意外と頑張ってます長野県」

本物を見に出かけよう 博物館・美術館の数 日本一

(文部科学省『平成30年度社会教育調査』)



(長野県立美術館)

345館



長野県立美術館が令和3年4月に
リニューアルオープンしました！
ぜひお越しください。

意外と頑張ってます長野県

信州ミュージアムガイド(長野県博物館協議会公式サイト)はこちら↓
<https://www.nagano-museum.com/>

信州の新たな特産品・癒し 「癒し効果」がある森林の数 日本一

(NPO法人 森林セラピーソサエティ調べ(令和3年))



ヘブンスそのはら
(高森町同智村)

森林セラピー 2ロード

- 南箕輪村 大芝高原
- 阿智村 ヘブンスそのはら



赤沢自然体養林
(高森町上松町)

森林セラピー基地 8基地

- 壺山市 なへくら高原
- 佐久市 平尾の森
- 松川町 およりの森
- 上松町 赤沢自然体養林
- 小谷村 柳池自然園
- 山ノ内町 志賀高原
- 木島平村 カヤの平高原
- 信濃町 黒姫高原

県内森林セラピーの拠点はこちら↓
<https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/sangyo/ringyo/seibi/therapy/kichi/index.html>

意外と頑張ってます長野県

長野県の観光コンテンツの特徴④

◆その他コンテンツ②

※出典：長野県「R4意外と頑張ってます長野県」

温泉だって、気軽に楽しみたい 日帰り温泉施設の数 日本一

(環境省 『令和2年度温泉利用状況』)



山ノ内町の地獄谷野猿公苑では、スノーモンキーと呼ばれるニホンザルが温泉に入る姿が有名です。

意外と頑張ってます長野県

銀嶺を駆け抜けよう スキー場の数 全国トップクラス

(山岳高原観光課調べ(令和3年))



※令和2年—令和3年シーズン営業か所。

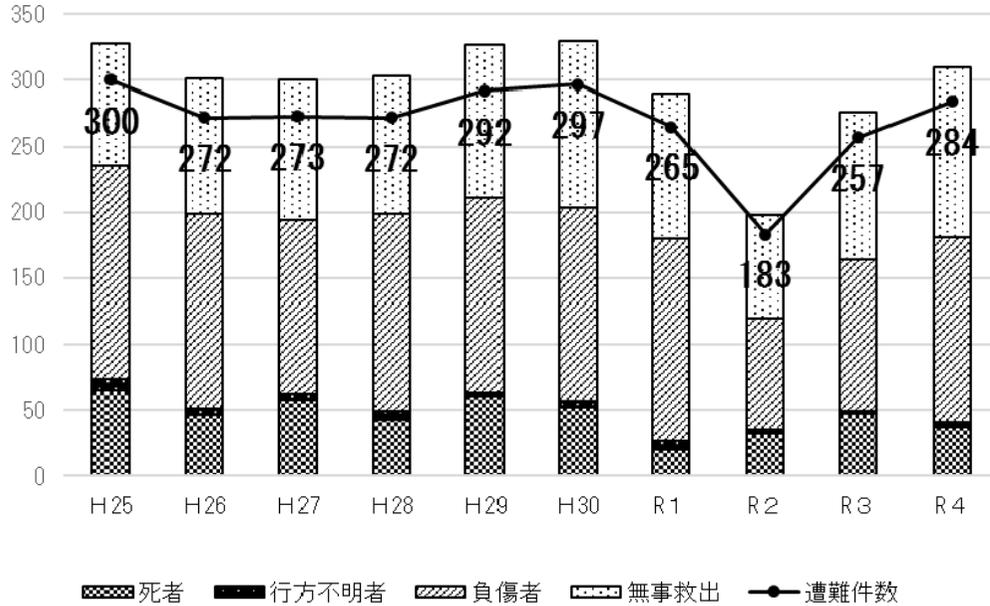


長野県は北海道に次いでスキー場が多いといわれています。

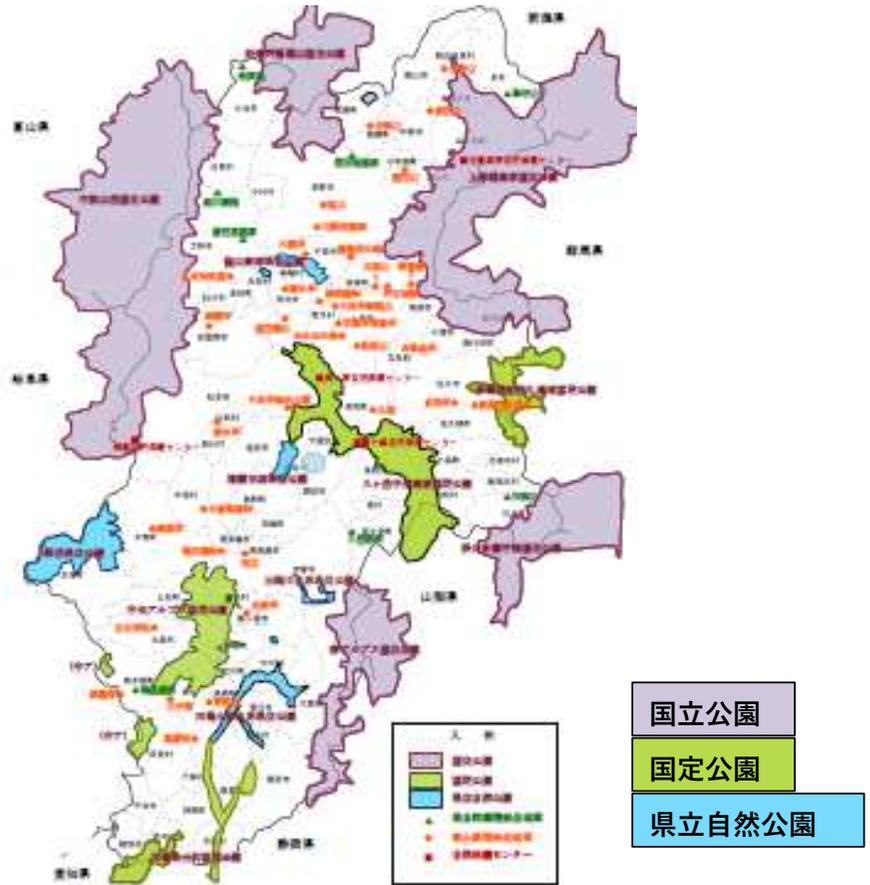
意外と頑張ってます長野県

山岳遭難・自然公園の状況

◆山岳遭難発生状況等の推移 ※出典：R4山岳遭難統計（長野県警）



◆県内の自然公園指定状況 ※出典：県ホームページより



区分 年別	発生件数	遭難者数				計
		死者	行方不明者	負傷者	無事救出	
平成30年	297	52	5	146	127	330
令和元年	265	20	7	153	110	290
令和2年	183	32	3	85	78	198
令和3年	257	47	2	115	112	276
令和4年	284	37	4	140	129	310
前年対比	+27	-10	+2	+25	+17	+34

県土の約21%（27万9千ha）が自然公園に指定

⇒ **全国3番目の広さ**

観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題①

◆長野県内の宿泊施設数推移（タイプ別・全国比較）

※出典：厚労省「衛生行政報告例」

	単位	R3年度	R2年度	R元年度	平成30年度
全国 施設数	施設	89,715	89,159	88,983	85,617
長野県 施設数	施設	6,604	6,542	6,478	6,401
（うち旅館・ホテル数）	施設	2,585	2,602	2,620	2,669
（うち簡易宿所数）	施設	4,014	3,934	3,852	3,725
（うち下宿数）	施設	5	6	6	7
長野県の全国順位	位	1	1	1	1

観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題②

◆県内宿泊施設数（市町村別）

※出典：県・中核市保健所のオープンデータより



<宿泊施設数TOP10>

順位	市町村名	収容人数
1	白馬村	1,035施設
2	軽井沢町	506施設
3	松本市	338施設
4	長野市	333施設
5	茅野市	294施設
6	野沢温泉村	286施設
7	上田市	274施設
8	山ノ内町	272施設
9	安曇野市	227施設
10	小谷村	206施設

観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題③

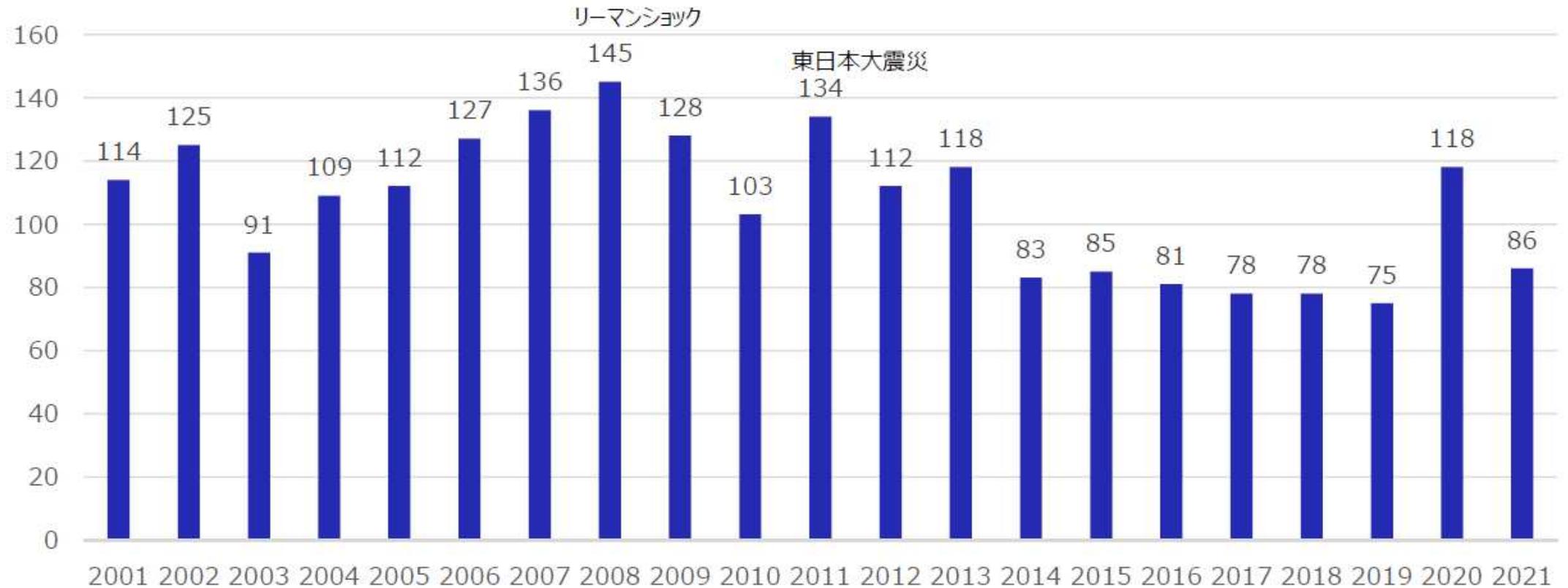
◆ 宿泊施設の稼働率（全国及び延べ宿泊者数TOP10との比較）

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

単 位	2018年	順位	2019年	順位	2020年	順位	2021年	順位	2022年	順位
	%	位	%	位	%	位	%	位	%	位
全国	61.2	-	62.7	-	34.3	-	34.3	-	46.6	-
東京都	80.0	1	79.5	1	33.6	36	36.0	24	52.8	5
大阪府	79.6	2	79.0	2	27.8	43	26.7	43	44.2	30
北海道	63.2	12	65.3	10	34.5	31	32.7	39	46.9	22
千葉県	68.6	5	70.6	4	36.5	17	36.5	21	52.7	6
神奈川県	65.6	7	70.4	5	42.8	3	41.9	7	50.8	10
京都府	64.7	9	66.3	9	27.6	44	24.4	47	41.1	39
静岡県	57.0	24	59.1	17	38.0	15	36.6	20	45.2	28
沖縄県	63.7	10	64.7	11	30.2	41	25.2	45	42.2	38
愛知県	70.1	4	68.8	8	36.8	16	38.2	15	49.6	13
長野県	37.1	47	39.2	47	24.2	46	24.5	46	34.0	47

観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題④

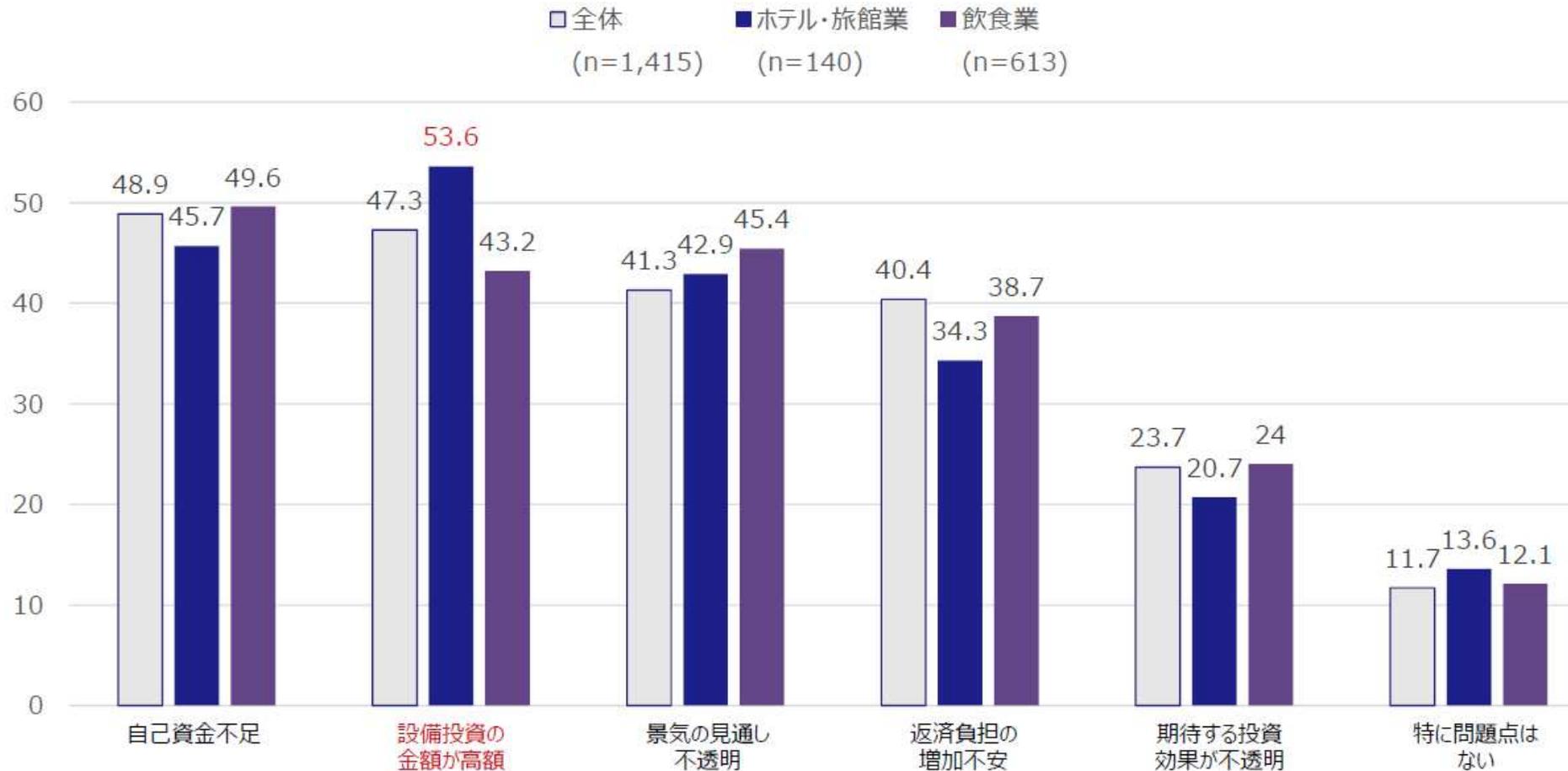
◆宿泊業の倒産件数 年推移（全国）



※観光庁「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会議資料」より
（出典：東京商工リサーチ「宿泊業の倒産件数」（2022年1月時点）

観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題⑤

◆ 宿泊施設における設備投資をする上での問題点（全国） ※アンケート調査回答数（2019年）



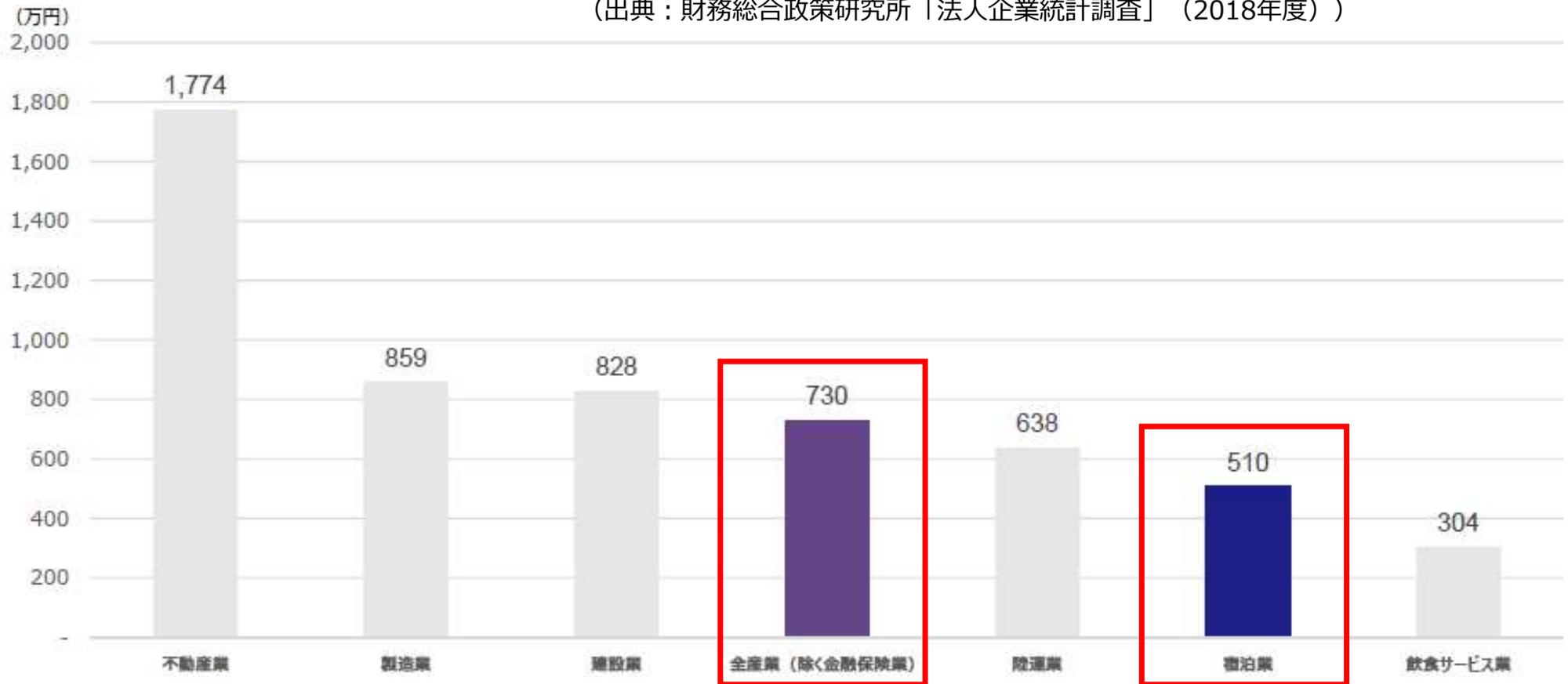
※観光庁「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会議資料」より

（出典：日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査結果2019年1月～3月期設備投資に関するアンケート調査結果」

観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題⑥

◆ 宿泊業の労働生産性（従業員一人当付加価値）比較（全国）

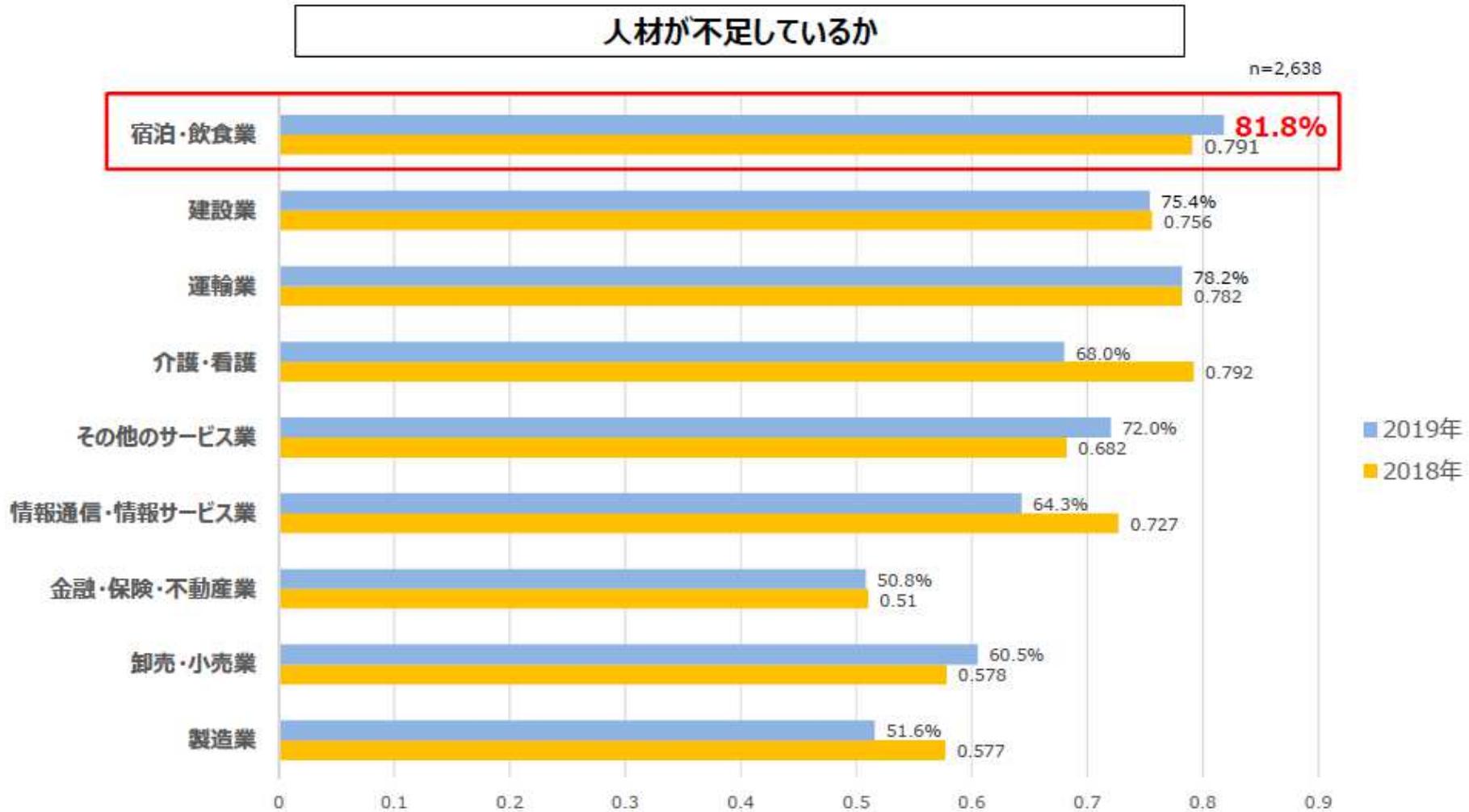
※観光庁「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会議資料」より
（出典：財務総合政策研究所「法人企業統計調査」（2018年度））



観光関連事業者（宿泊事業者）の現状・課題⑦

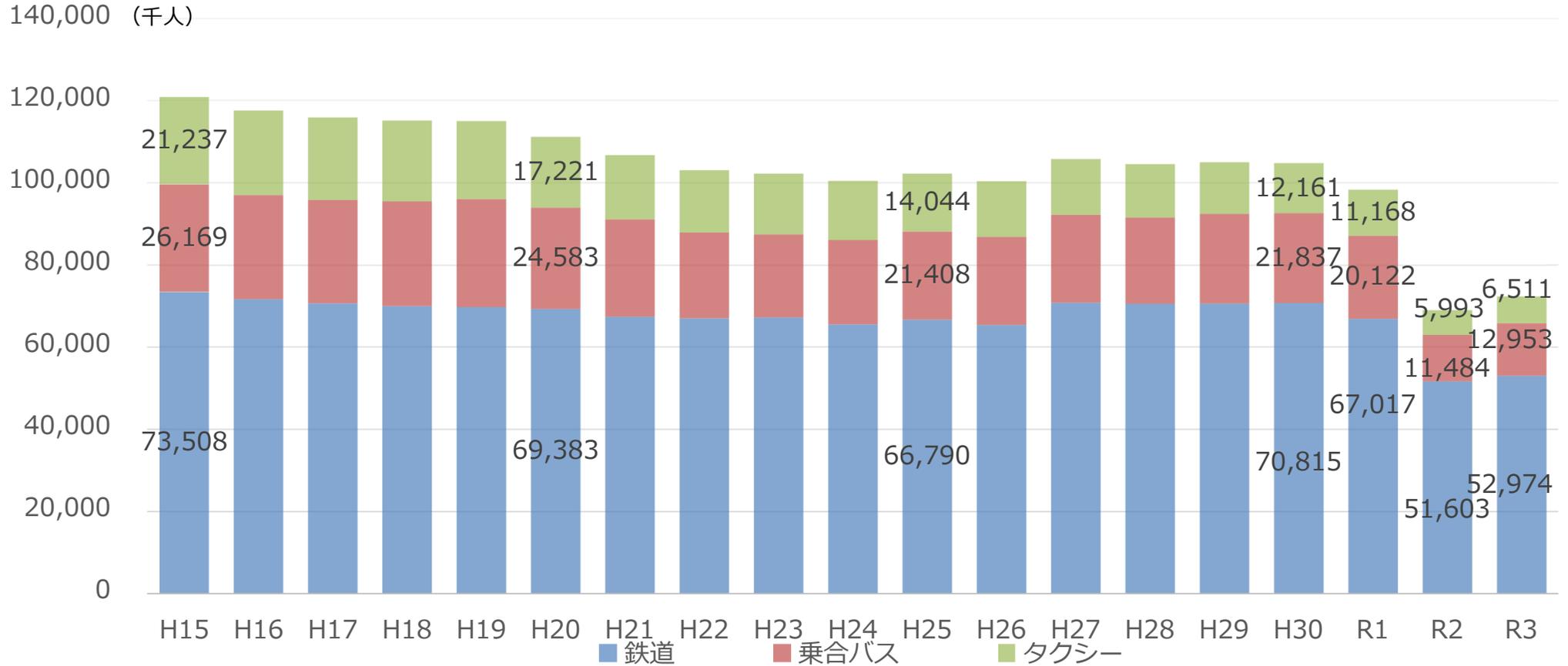
◆ 宿泊業における人手不足（全国）

※観光庁「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会議資料」より
（出典：日本商工会議所令和元年「人手不足等の対応に関する調査」（2019年6月））



観光関連事業者（交通事業者）の現状・課題①

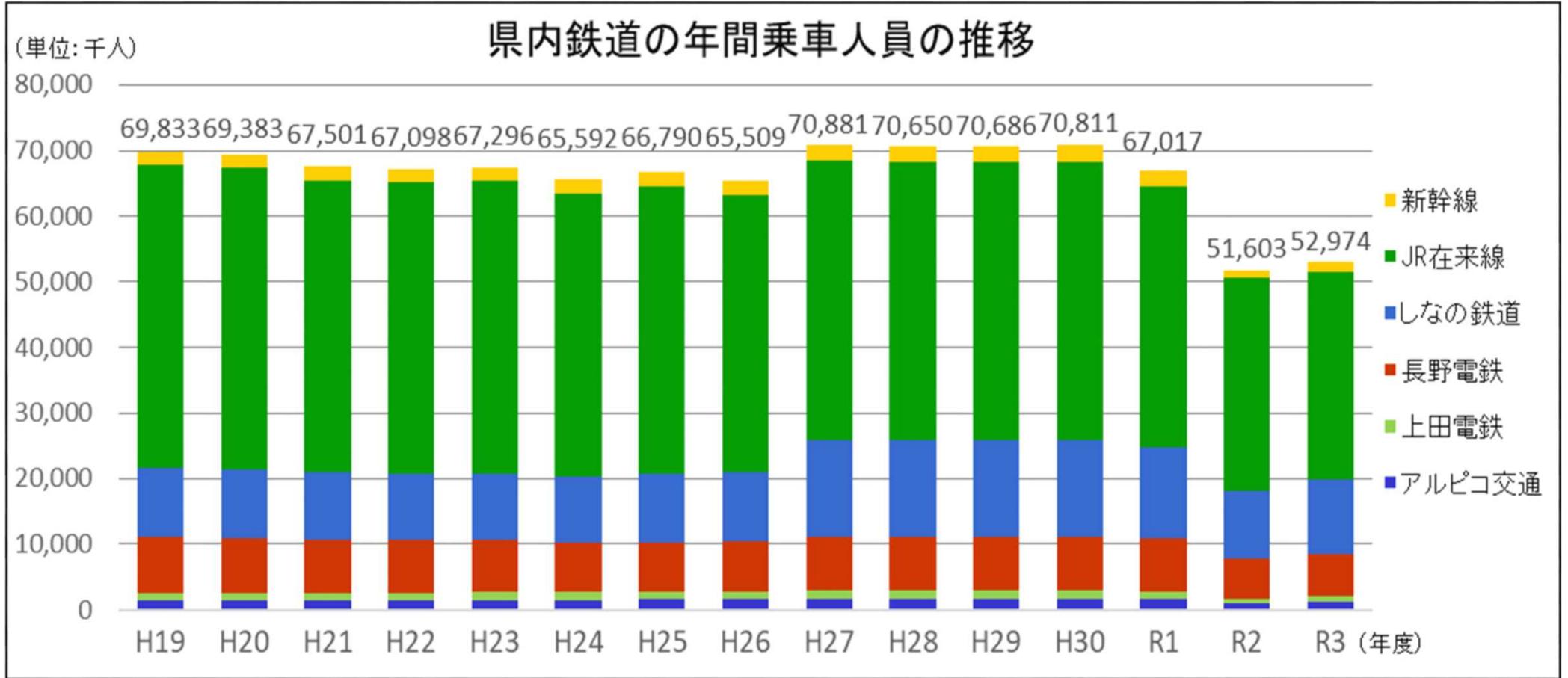
◆公共交通の利用者数の推移



※出典：ながの県勢要覧、運輸要覧（北陸信越運輸局）より長野県交通政策課作成

観光関連事業者（交通事業者）の現状・課題②

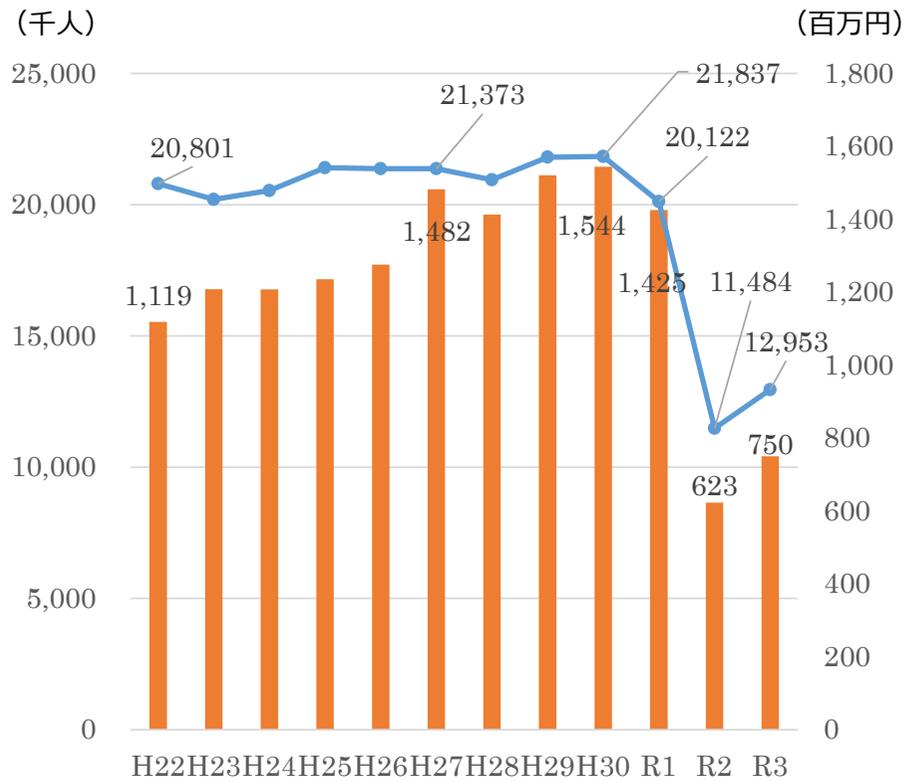
◆ 県内鉄道の年間乗車人員の推移



※出典：長野県企画振興部総合政策課統計室「ながの県勢要覧」より長野県交通政策課作成

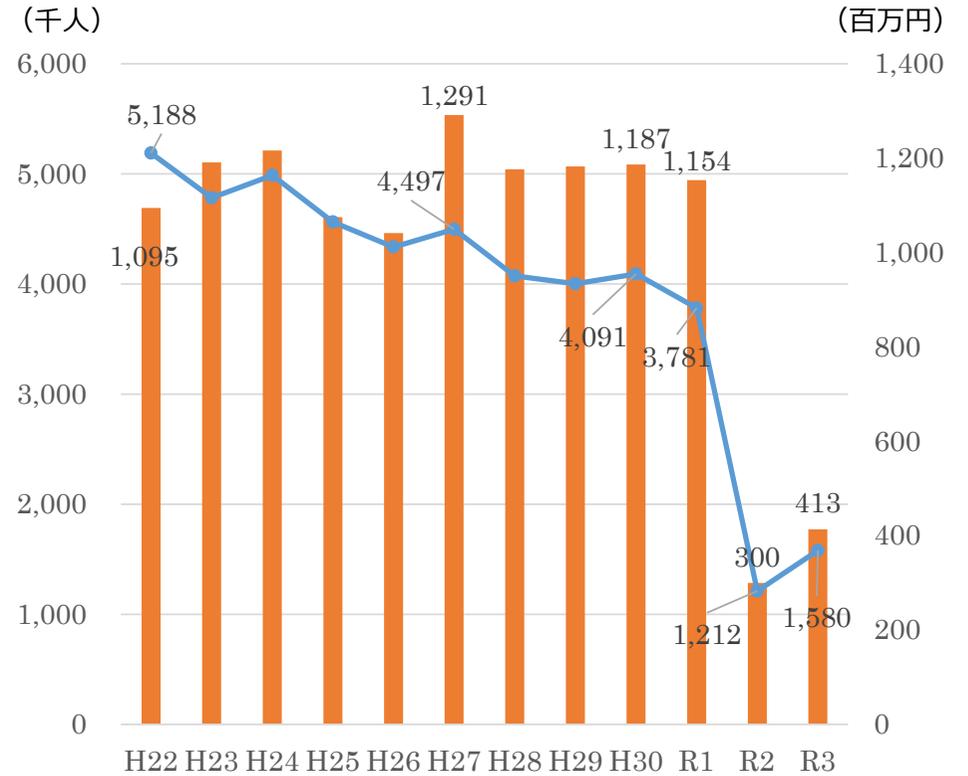
観光関連事業者（交通事業者）の現状・課題③

◆県内乗合バス事業の営業収入・輸送人員推移



■ 営業収入 (百万円) ● 輸送人員 (千人)

◆県内貸切バス事業の営業収入・輸送人員推移

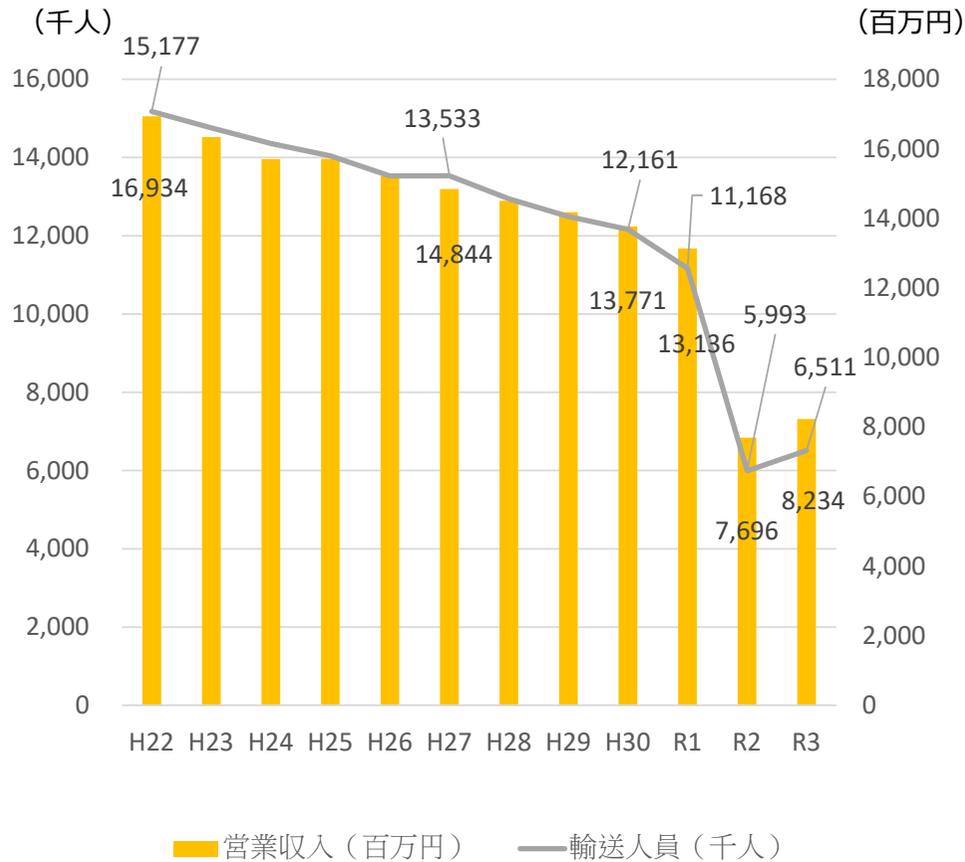


■ 営業収入 (百万円) ● 輸送人員 (千人)

※出典：長野県企画振興部総合政策課統計室「ながの県勢要覧」より長野県交通政策課作成

観光関連事業者（交通事業者）の現状・課題④

◆県内タクシー事業の営業収入・輸送人員推移



※出典：長野県企画振興部総合政策課統計室「ながの県勢要覧」より長野県交通政策課作成

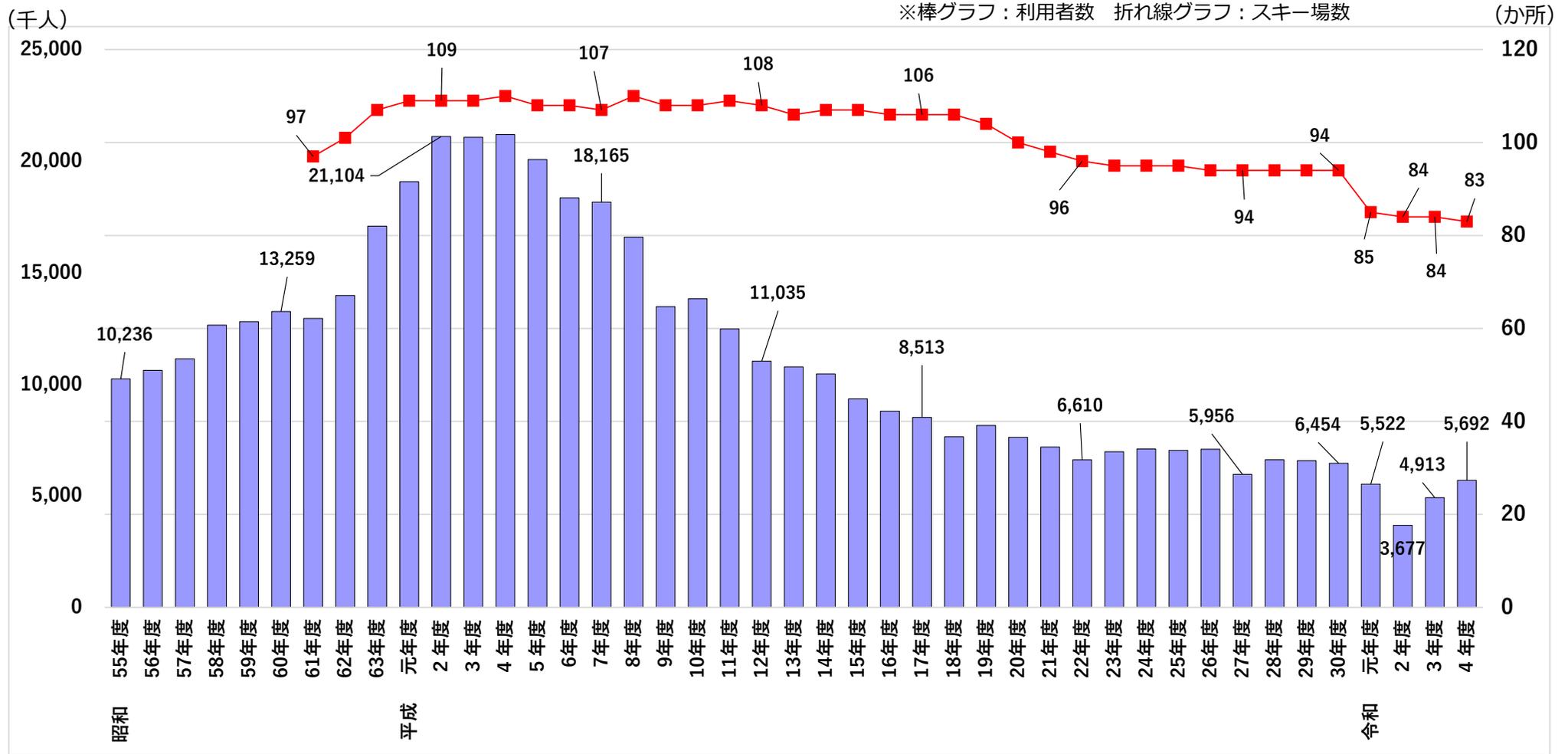
◆県内タクシー事業における運転手数の推移



※出典：長野県タクシー協会提供資料より交通政策課作成

観光関連事業者（索道事業者）の現状・課題①

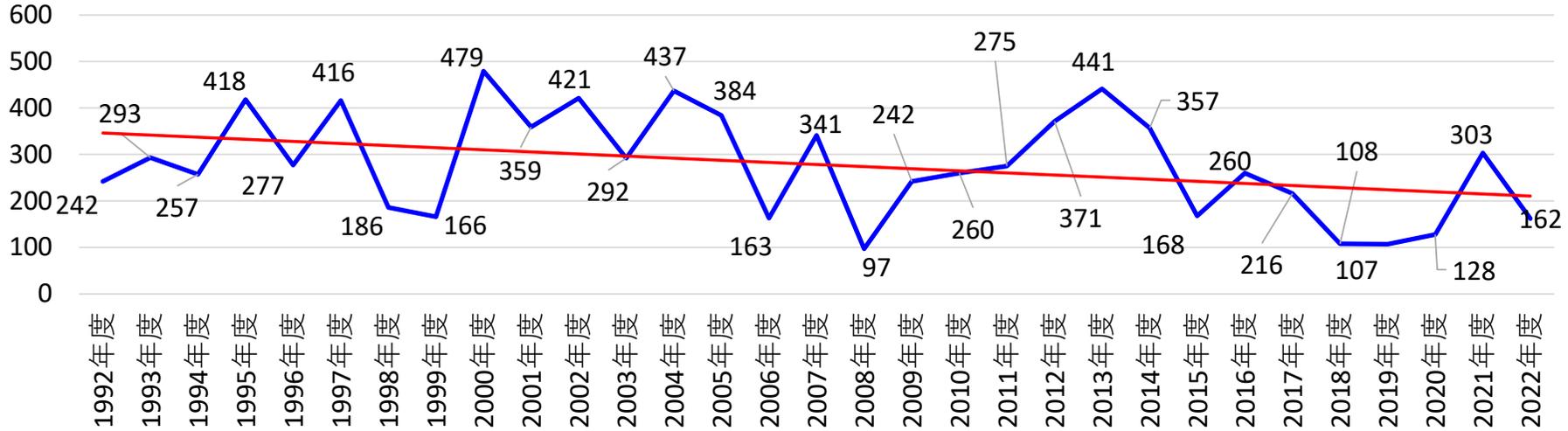
◆県内スキー場の利用者数及びスキー場数の推移



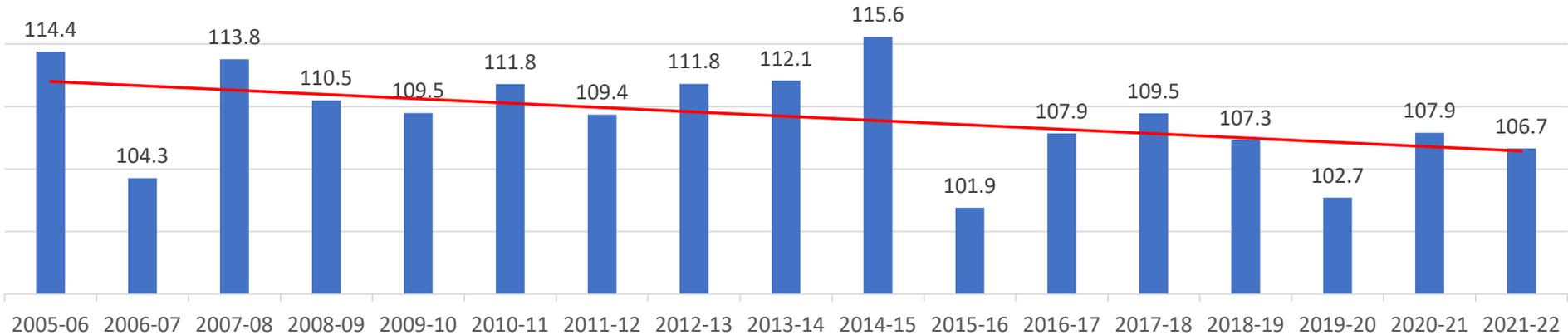
※出典：長野県「スキー・スケート場利用者統計調査」「スキー場等現況調査」、スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

観光関連事業者（索道事業者）の現状・課題②

◆長野県の降雪量推移（cm） ※出典：気象庁ホームページ

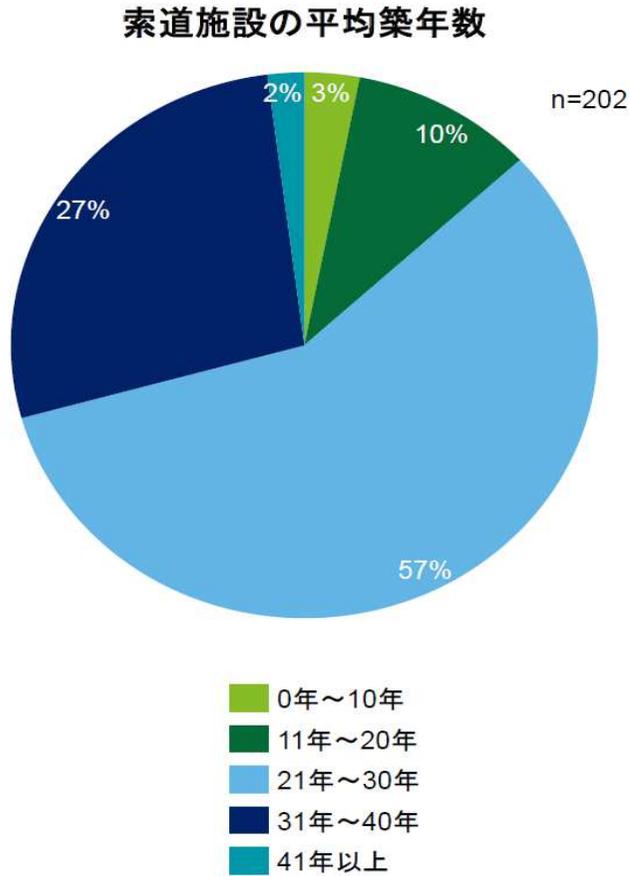


◆県内スキー場の平均営業日数推移（日） ※出典：長野県（スキー場利用者統計調査）

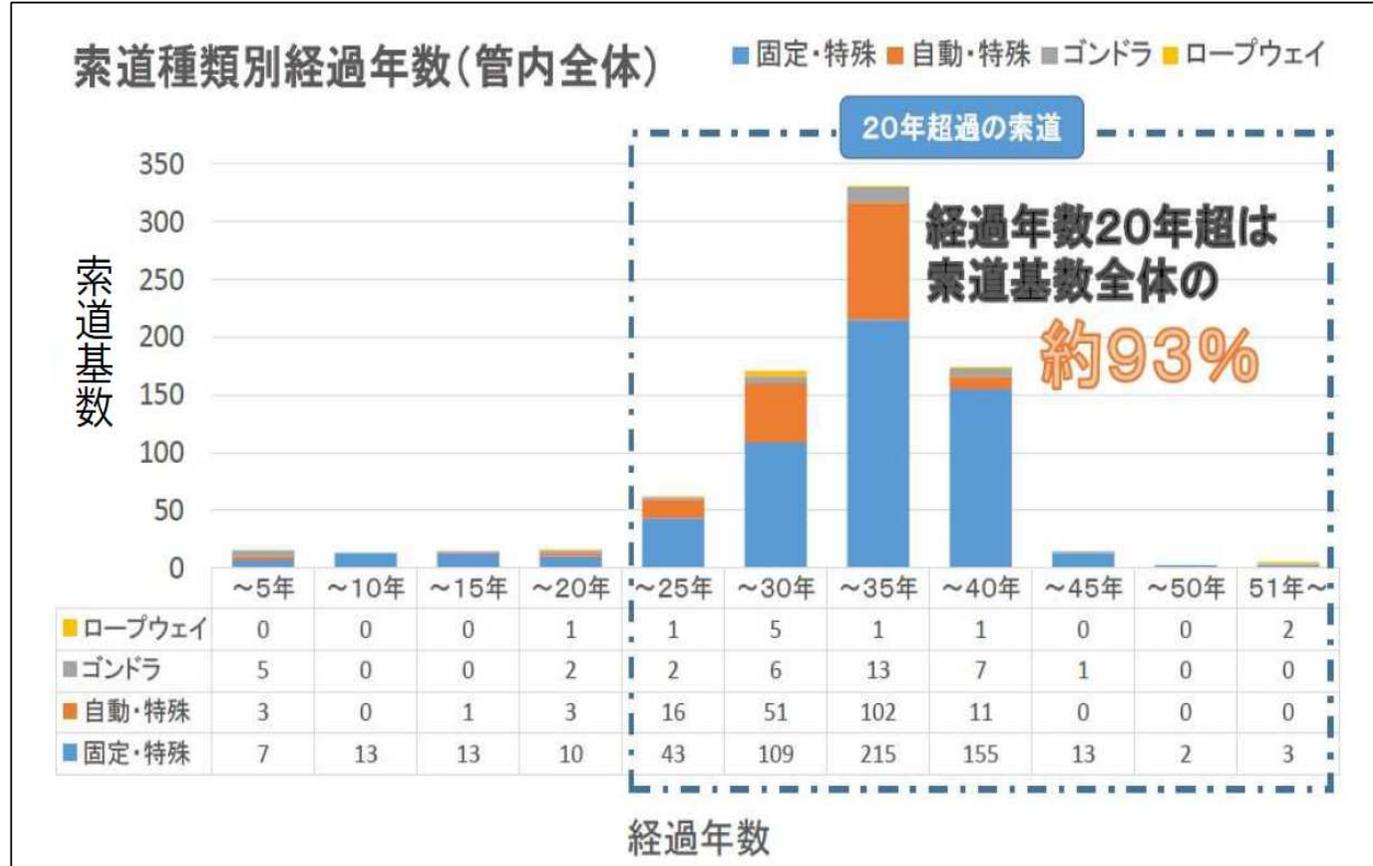


観光関連事業者（索道事業者）の現状・課題③

◆索道施設の平均築年数



◆索道種類別経過年数（管内全体）



※出典：長野県索道事業者協議会提供資料

※出典：観光庁「スノーリゾートの投資環境整備に関する検討会」報告書（2023年2月時点）

観光振興財源検討部会における検討について

観光部山岳高原観光課

1. 専門委員の任命について

観光振興財源の検討に当たり、長野県附属機関条例第8条に基づいて、地方財政及び税分野の有識者及び県旅館ホテル組合会からの推薦による者を専門委員として任命する。

氏名（敬称略）	役職名等（その他所属等）
神野 直彦	東京大学名誉教授
森 晃	長野県旅館ホテル組合会 常務理事 （旅館さかや 代表）

【参考】長野県附属機関条例（抜粋）

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

2. 観光振興財源検討部会委員名簿（事務局案）

前回の審議会において、観光振興財源検討部会の構成イメージについて御了解いただいたことを踏まえ、事務局として以下のとおり委員を提案する。

氏名（敬称略）	役職名等（その他所属等）	分野
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 現代教養学部国際社会学科教授	学識経験者 （観光）
山田 雄一	公益財団法人 日本交通公社 観光政策研究部長	学識経験者 （観光）
神野 直彦	東京大学名誉教授	学識経験者 （地方財政・税）
金澤 武彦	長野県索道事業者協議会 活性化対策会議副委員長 （桧山スノーテック株式会社 営業本部 部長）	観光関係事業者 （索道）
小林 史成	アルピコ交通株式会社 代表取締役社長	観光関係事業者 （交通）
森 晃	長野県旅館ホテル組合会 常務理事 （旅館さかや 代表）	観光関係事業者 （宿泊）
金子 ゆかり	長野県市長会 経済部会長 （諏訪市長）	市町村
峯村 勝盛	長野県町村会 産業経済部会長 （飯綱町長）	市町村

計 8名

3. スケジュール（案）について

【資料2】のとおり